

令和 7 年度 認証評価

長野短期大学

自己点検・評価報告書

令和 7 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	
1. 自己点検・評価の基礎資料	
2. 自己点検・評価の組織と活動	
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	
[様式 21] 法令対応確認一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、長野短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 7 年 6 月 25 日

理事長

イチカワドイル 徳恵

学長

畔上 一康

ALO

風間 悦子

長野短期大学

<短期大学の沿革>

旧【学校法人長野家政学園】	
昭和 32 年 2 月	学校法人家政学園設置認可（長野県知事認可） 長野女子高等学校設置認可
昭和 32 年 4 月	長野女子高等学校開設（1 学年定員 150 名）
昭和 33 年 4 月	長野女子高等学校学則変更（1 学年定員 350 名）
昭和 42 年 1 月	法人名を長野家政学園に改名し、長野女子短期大学家政科設置認可（文部大臣認可）
昭和 42 年 4 月	長野女子短期大学家政科開設（入学定員 100 名）
昭和 49 年 4 月	長野女子短期大学家政科を家政学科に名称変更し、家政専攻、被服専攻に専攻分離
昭和 51 年 4 月	長野女子短期大学の収容定員変更認可（入学定員 100 名→150 名）
平成元年 4 月	長野女子短期大学家政学科を生活科学科に名称変更
平成 9 年 4 月	同上 生活科学科を生活科学専攻（入学定員 105 名）と食物栄養専攻（入学定員 45 名）に専攻分離
平成 15 年 4 月	同上 生活科学科生活科学専攻の入学定員を 40 名減じ 65 名とし、生活福祉専攻（入学定員 40 名）に分離
平成 18 年 3 月	同上 保育士養成施設として厚生労働大臣より認可
平成 18 年 4 月	同上 生活科学科生活科学専攻（入学定員を 65 名）を募集停止とし、児童福祉専攻（入学定員 40 名）を設置
平成 21 年 6 月	同上 収容定員変更届出（入学定員 125 名→100 名）
平成 22 年 4 月	同上 収容定員変更（入学定員 100 名）、食物栄養専攻入学定員 45 名、児童福祉専攻入学定員 40 名→25 名、生活福祉専攻入学定員 40 名→30 名とする
平成 22 年 12 月	同上 収容定員変更届出（入学定員 100 名→75 名）、児童福祉専攻（入学定員 25 名）を募集停止とする
平成 23 年 4 月	長野女子高等学校学則変更（入学定員 350 名→160 名）
平成 29 年 9 月	長野女子短期大学収容定員変更届出（定員振替）、生活福祉専攻入学定員 30 名→20 名、食物栄養専攻入学定員 45 名→55 名とする
令和 2 年 4 月	同上 収容定員変更届出（入学定員 75 名→55 名）、生活福祉専攻（入学定員 20 名）を募集停止とする
令和 4 年 11 月	長野女子短期大学学科名称の変更について届出（令和 5 年 4 月より生活科学科食物栄養専攻を食物栄養学科に名称変更）
令和 5 年 3 月	令和 5 年 4 月 1 日付 学校法人聖啓学園と法人合併により学校法人長野家政学園を解散（令和 5 年 3 月 31 日） 合併後の法人名を学校法人長聖に改称

長野短期大学

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

令和 7（2025）年 5 月 1 日現在

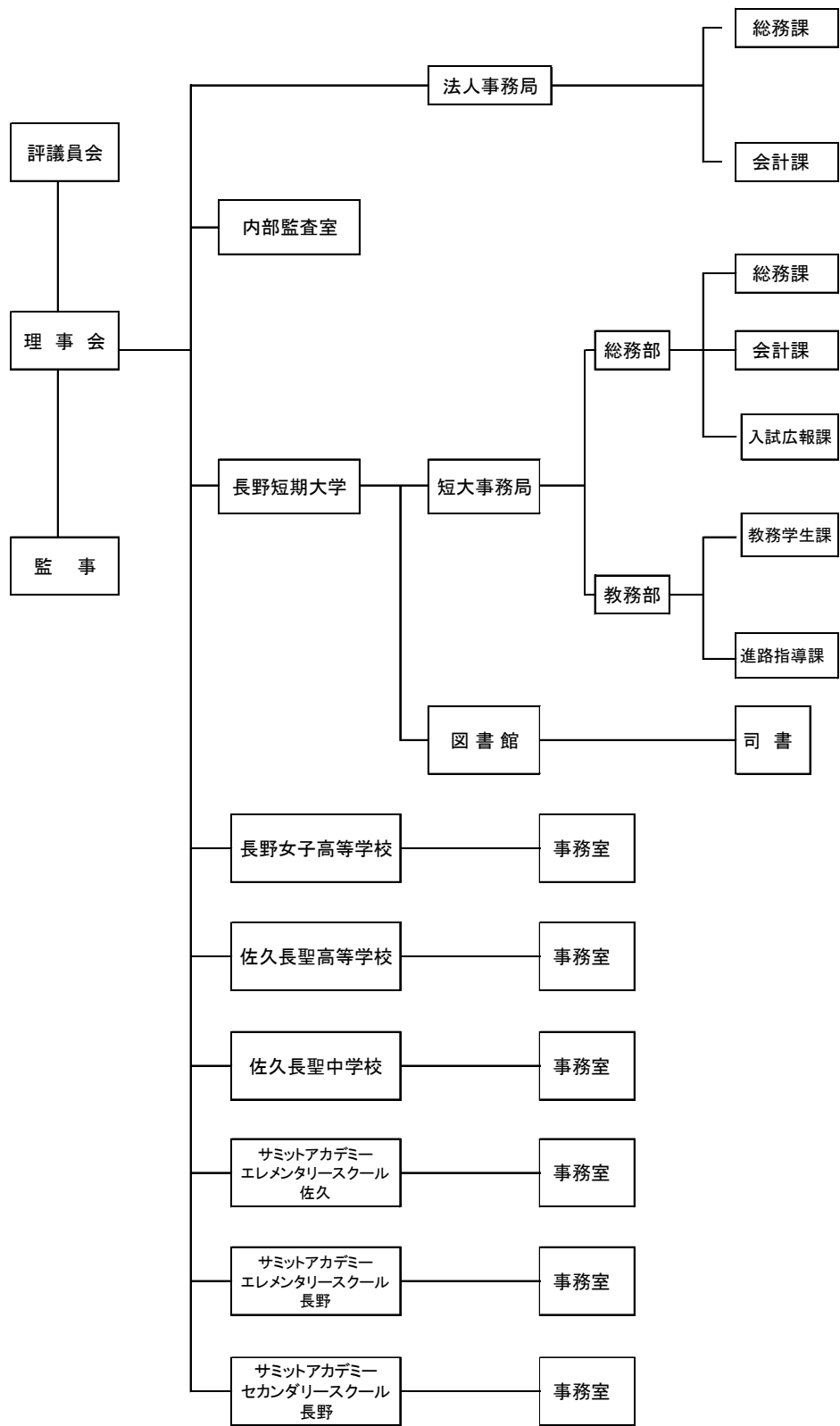
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
長野短期大学	長野県長野市三輪 9-11-29	100	200	108
長野女子高等学校	長野県長野市三輪 9-30-18	80	70	23
佐久長聖高等学校	長野県佐久市岩村田 951	320	955	931
佐久長聖中学校	長野県佐久市岩村田 3638	140	420	313
サミットアカデミーエレメンタリースクール佐久	長野県佐久市岩村田 3638	30	180	171
サミットアカデミーエレメンタリースクール長野	長野県長野市三輪 9-11-3	60	120	84
サミットアカデミーセカンダリースクール長野	長野県長野市三輪 9-30-18	80	160	44

長野短期大学

(3) 学校法人・短期大学の組織図

令和7年度 学校法人長聖 事務組織図

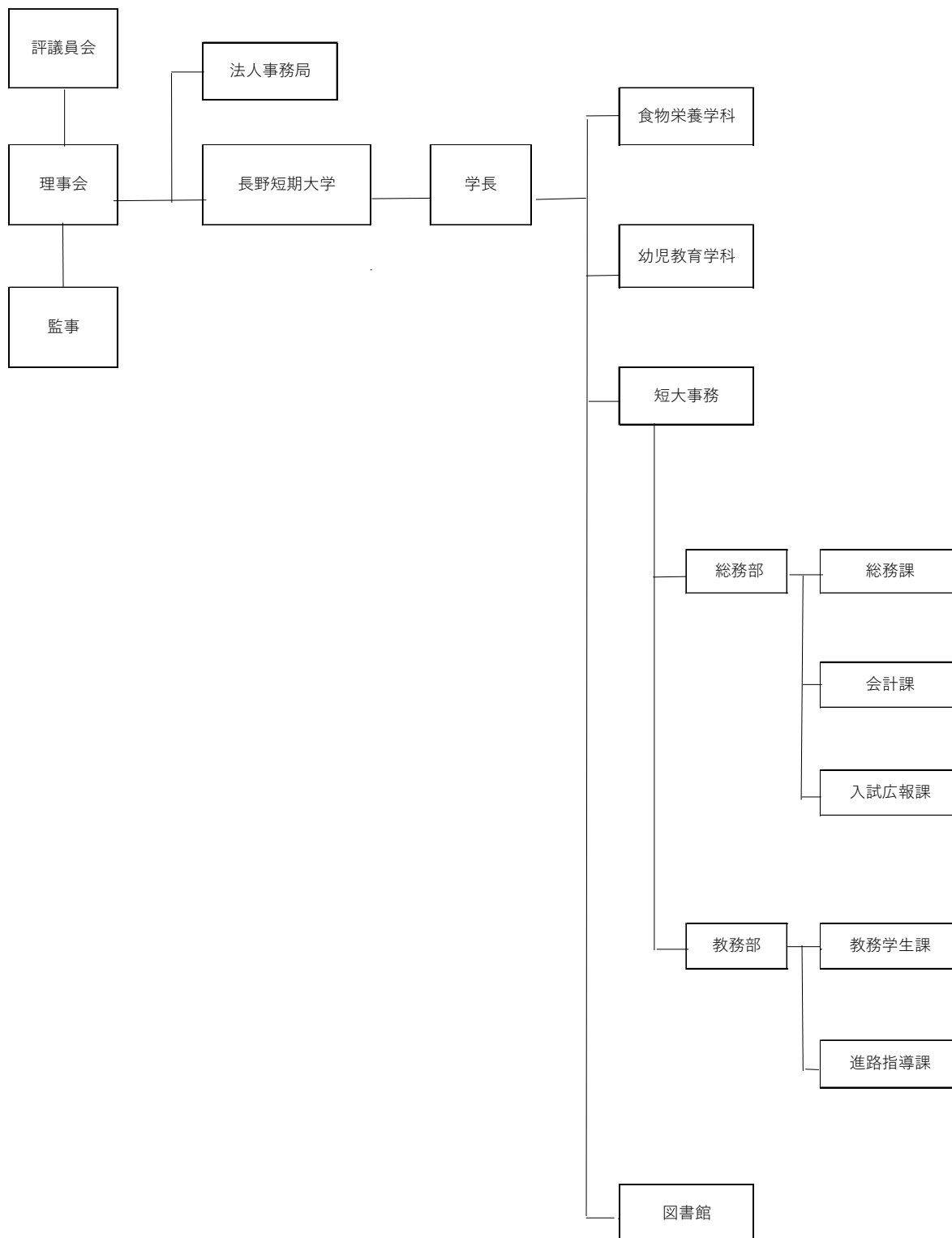
(令和7年4月1日)



長野短期大学

令和7年度 学校法人長聖 長野短期大学 組織図

(令和7年4月1日現在)



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が所在する長野市は、本州の中部地方で「信州」とも呼ばれ親しまれている長野県の北部に位置する中核都市である。県庁所在地でもあるとともに、観光地への玄関口として機能し、古くから善光寺の門前町として発展してきた。

本学の最寄り駅である長野電鉄線本郷駅は、長野駅から電車で約 6 分の距離にある。その本郷駅から徒歩約 7 分のところで、閑静な住宅街の中に、本学は位置している。

日本でトップクラスの長寿県として知られている長野県の中で、現在長野市の人口は約 36 万人、県の人口の約 18%を占める県下最大の都市である。一方で、県の人口は減少傾向にあり、長野市についても同様に減少している状態である。

長野県・長野市の人口の推移 ※令和 2 年を基軸として

地域	令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度	
	人口 (千人)	割合 (%)	人口 (千人)	割合 (%)	人口 (千人)	割合 (%)	人口 (千人)	割合 (%)	人口 (千人)	割合 (%)
長野市	374	100	371	99.2	369	98.7	366	97.9	363	97.1
長野県	2,048	100	2,033	99.3	2,020	98.6	2,005	97.9	1,989	97.1

（長野市：長野市町別人口及び世帯数（総括表） ー各年 10 月 1 日現在）

（長野県：長野県の人口と世帯数（人口移動調査） ー各年 10 月 1 日現在）

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 6（2024）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

令和 6 年度は、出身地別にみると北信地域（長野市、飯山市、中野市、須坂市、千曲市、坂城町などの県北部）出身者が全体の 55.6%、東信地域（上田市、東御市、小諸市、佐久市、軽井沢町などの県東部）が 33.3%、両地域で全体の 88.9%を占めている。中信地域（松本市、安曇野市、大町市、塩尻市、東筑摩郡などの県西部）が 11.1%である。全体的に自宅から通学している入学生が多い。

長野短期大学

地域別・年度別の入学者数と割合（5月1日現在の入学者）

地域	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
北信	38	61.0	28	65.1	31	63.3	31	57.4	25	55.6
東信	12	19.5	11	25.6	12	24.5	14	25.9	15	33.3
中信	8	13.0	3	7.0	6	12.2	5	9.3	5	11.1
南信	1	1.5	0	0.0	0	0.0	1	1.9	0	0
県外	3	5.0	1	2.3	0	0.0	3	5.6	0	0
合計	62	100	43	100	49	100	54	100	45	100

〔注〕

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和6（2024）年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学学生の就職状況については、食物栄養学科が長野市内で唯一の2年制栄養士養成施設であるため、内定者の多くが地元就職をしており、本学が地域の人材育成に貢献していると言える。

食物栄養学科については、過去5年間において85%以上が栄養士資格を活かした就職をしている。また就職者のうち、長野県内への就職率は77%である。

県内への就職状況（令和6年度）

就職者数（人）	県内就職者（人）	県内就職者の割合（%）
47	36	77

卒業生の多くが地元の企業や福祉・医療関連機関等に就職しており、本学は地域社会で活躍できる人材育成が求められている。また、地元地域の団体等からの連携依頼を受けており、地（知）の拠点としてのニーズも高まりつつある。

■ 地域社会の産業の状況

本学が所在する長野市は、長野県北部にあり犀川と千曲川が合流する善光寺平のほぼ中央に位置する。この地域は、県下の人口の約18%を占め、長野市を中心に主要な官

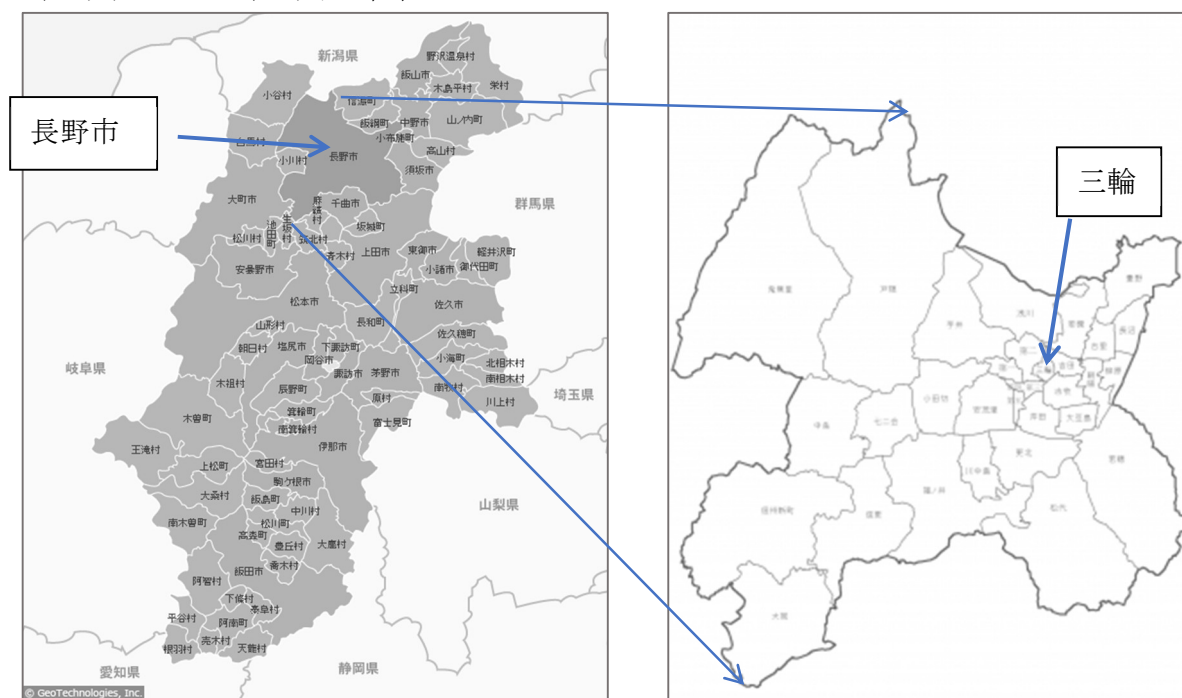
公庁や民間事業所、高度医療機関、教育文化施設などの高次都市機能が集積するほか、多様な産業が発達し、長野県の政治、経済、教育文化芸術などの中心を占めている。観光資源も豊富に存在し、高原や国立公園など四方には美しい山並があり、善光寺、戸隠などをはじめ各観光地への表玄関となっている。また、北陸新幹線によって東京、敦賀と結ばれ、首都圏や北陸圏との近接性といった地理的条件にも恵まれている。

食品関連の産業については、「長野地域産業活性化基本計画」(長野地域産業活性化協議会)によると、「古くから味噌や醤油、日本酒など、地場産業として食品製造業が盛んなほか、地域資源であるりんご、もも、ぶどうなどの農産物を加工する食品・飲料メーカーも多く存在し、きのこや果樹、花木などの品種改良に取り組む企業等も見られる。」(要約)とある。

長野短期大学

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

長野県における長野市の位置



(出典：map fan)

(出典：長野市 HP)

長野駅と本学の位置関係



(出典：Google map)

長野電鉄線本郷駅と本学の位置関係



(出典：Google map)

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
財務状況について、学校法人全体で過去 3 年間、短期大学部門で過去 2 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。
(b) 対策
最も重要な財源となる学生募集が課題である。定員充足に向けて、教職協働による積極的な広報活動を行い、栄養士、幼稚園教諭、保育士の資格取得などの特長を活かすような広報戦略を展開するなど、より一層の努力をしていく。また経営状況情報は、教授会等で事業活動報告を行うなど、教職員の経営に関する危機管理の共有を行っていく。
(c) 成果

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。
(b) 対策
学生募集については、これまで本学は十分な広報予算をかけておらず、高校生や高校進路指導教員へ本学の魅力・教育内容が十分に伝わらず、認知度が低い状況にあったが、理事長のリーダーシップのもと、理事会及び評議員会に募集状況を詳細に報告するなど、学園全体の理解と協力に向けて努力していく。
(c) 成果

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
監事による監査報告書には、財産の状況及び理事の業務執行の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って学校法人の業務についても記載することが必要である。
(b) 対策
監事は、定期的に会計監査及び業務監査を実施し、全ての理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。なお、監事による監査報告書には、財産の状

況及び理事の業務執行の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って学校法人の業務についても記載する。
(c) 成果
私立学校法の規定に従って学校法人の業務についても記載した。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 6（2024）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の交付を受けた場合は、長野短期大学「公的研究費等の運営・管理に係る規程」に基づき、最高管理責任者を学長、統括責任者を事務局長と定め、競争的資金の適正管理を行うこととしている。

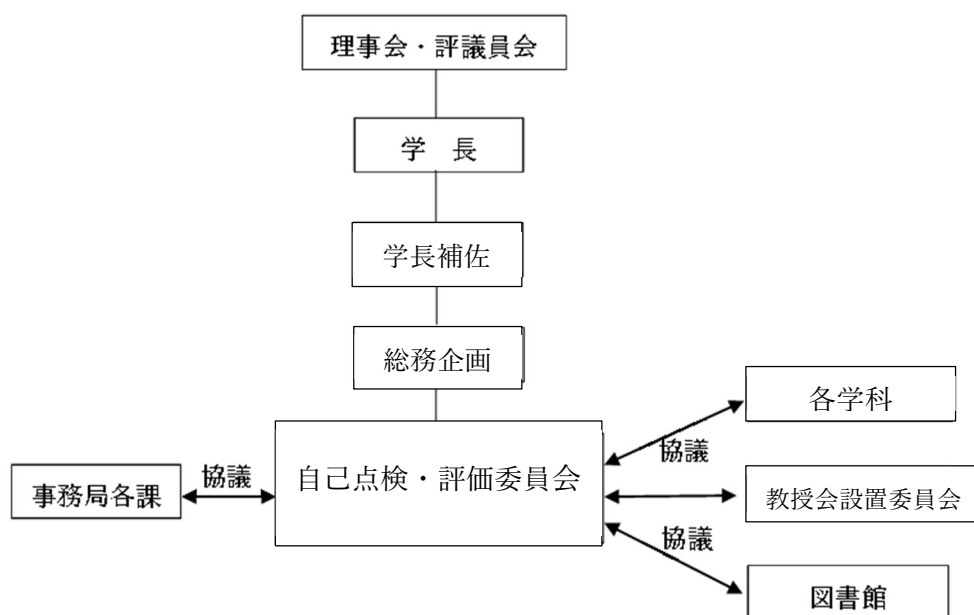
2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

令和6年度自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

構成	氏名	所属・職名
委員長	畔上 一康	学長・幼児教育学科長
副委員長（ALO）	風間 悦子	食物栄養学科長
委員（ALO 補佐）	幡場 充徳	短大事務長・総務部長
委員	岡部 泰男	法人事務局長
〃	小林 詩子	食物栄養学科
〃	浅倉 恵子	幼児教育学科
〃	塚田 美紗	食物栄養学科
〃	高山 さつき	図書館司書

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学の教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価活動を運営する組織として、「自己点検・評価委員会」を設置している。自己点検・評価委員会は、定期的を開催し、自己点検・評価の方針の策定及びその実施等について審議するとともに第三者評価への対応も行うこととしている。学長を委員長とし、委員には各部署の責任者を充て、本学の教育研究活動等運営の全体を総合的に把握できる体制をとっている。

自己点検・評価報告書の作成においては、財団法人短期大学基準協会の「自己点検・評価報告書作成マニュアル」に基づき、学内事務分掌組織に対応しながら、各基準及び項目ごとに執筆の担当部署と担当者を決めている。そして、担当者の執筆後は、自己点検・評価委員会が、全体のとりまとめをし、整合性・統一性を図っている。

また、作成に当たっては、ALO研修会や短期大学基準協会から示された報告書作成マニュアルを周知し情報の共有に努めている。

長野短期大学

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和6（2024）年度を中心に）

	期日	実施事項
令和6年	7月20日	
	8月23日	説明会
	10月～12月	委員会準備頻回に実施 担当ごとに打ち合わせを 行う
	11月21日	第1回委員会 委員長挨拶マニュアルの 確認
		読み合わせ
	11月28日	第2回委員会 基準Ⅱ-A
	1月～2月	読み合わせ
令和7年	1月16日	第1次締め切り
	1月30日	第3回委員会 基準Ⅰ
		読み合わせ
	2月7日	第4回委員会 基準Ⅱ
		読み合わせ
	2月13日	第5回委員会 基準Ⅱ-B
		読み合わせ
	2月22日	第2次締め切り
	2月27日	第6回委員会 基準Ⅲ～Ⅳ 資料回収
	3月～5月	ブラッシュアップ作業 第3次締め切り
	6月	資料作り・データまとめ

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

- ・冊子「この道を」（提出-3）
- ・2024 授業概要（総合演習）（提出-2）
- ・2024 学生便覧（校外実習実施要領）（提出-1）
- ・2025 短期大学案内（提出-7）
- ・2025 年度学生募集要項（提出-5）

備付資料

- ・総合演習「配慮ある愛の実践」に向けて（備付-36）
 - ・公式ホームページ「建学の精神」（備付-37）
- <https://www.naganojc.ac.jp/about/founding-spirit/>

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学の建学の精神は、「配慮ある愛の実践」である。これは創立者である小林倭文（しずり）初代学長に、次のような「女子にこそ高等教育を」という熱い思いがあったからである。

女性はゆくゆく母となり、子どもをもうけ、命をかけてその子どもを教え導いていかなければならない、女性は家庭内にあつてその核となる存在だから、女子にこそ高等教育が必要である。そして、家庭を中心とした人間の生活を対象とし、そこで人間の営為を分析研究する「家政学」を基盤とした小型の女子高等教育機関を、大自然に抱かれた環境の良い長野の地に開学したい。

その際に「配慮ある愛の実践」を教育の柱に掲げた。

これは、自分の周囲のものに絶えず関心を示し、自分自身はもとより家族や友人、社会の全ての人々、さらには世の中すべての生きとし生けるものの命に対して、深いいたわりと思いやりをもって接することのできる人間の育成を図ろうとするものである。この建学の精神は、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性、すなわち国家公共の福利のためにつくすこと、を含んでいる。

さらに本学は、建学の精神を根底に据え、「心豊かな人間の育成」を教育理念とし、次のような基本的考えに基づき、教育活動を行っている。

- 1) 豊かな人間性と専門性、幅広い教養を育てる
- 2) たくましく生きる人間を育てる
- 3) 思いやりと豊かな感受性を育てる
- 4) 自ら考えて行動できる力を育てる

建学の精神の表明及び共有については、学内においては次の方法により取り組んでいる。
学生便覧に建学の精神を記載し、全学生及び教職員に配布し、表明している。

正門から玄関までのアプローチの途中には、建学の精神の重要性に鑑み、初代学長のレリーフと建学の精神「配慮ある愛の実践」の石碑を建てている。日常的にその精神に視覚的に触れるための環境設定をして、学生がそこを通るたびに建学の精神や初代学長の熱い思いに触れることができるようにしている。

学長は、入学式、卒業式などの挨拶で建学の精神について触れ、建学の精神が本学の教育の根幹にかかわっていることを学生に対し表明している。

学科長は、大学創立時の初代学長の熱い思い、建学の精神、教育理念、教育目的・目標等が分かる文書である冊子「この道を」(提出-3)を用い、入学生のオリエンテーションにおいて建学の精神、沿革、歴史などについて説明している。

各教室及び廊下・大講義室・講堂等には、常日頃、建学の精神を自然に思い浮かべられる配慮として、建学の精神「配慮ある愛の実践」が書かれた額を掲げている。

卒業式の答辞や学生会が主催する新入生歓迎会等においても、建学の精神に触れる挨拶をしている。保護者には、毎年5月に行われている保護者懇談会において学務部長が説明を行っている。

3月に行われる教職員懇談会において、常勤教職員のみならず非常勤教職員も冊子「この道を」(提出-3)を利用して創立者の熱い思いや建学の精神について確認し、その内容を共有している。

2024 授業概要(提出-2)記載の授業科目「総合演習」の到達目標には、「社会人として必要なキャリア・建学の精神についても理解を深め身につける」と明記してある。「総合演習」は、建学の精神の内容を理解し、態度に表すことができる教育の場となっている。卒業前には、学生がその効果を記述し、確認している。(備付-36)

栄養士免許を取得するためには、給食の運営についての校外実習を受ける必要がある。2024 学生便覧(提出-1)記載の「校外実習実施要領」には、実習目的として「栄養士養成施設における校外実習は、給食業務を行うために必要な給食サービス提供に関し、栄養士として具備すべき知識及び技能を修得させることを目的とする。併せて、本学の建学の精神である『配慮ある愛の実践』を更に身に付ける学びとする。」と明記してある。栄養士免許を取得するための校外実習の、事前指導から事後教育に至るまで、その意識づけを行い「配慮ある愛の実践」を根底に据えた栄養士の育成に繋げている。

一方、学外においては以下の方法により取り組んでいる。

建学の精神を 公式ホームページ(ホーム>大学について>建学の精神)(備付-37)、2025 短期大学案内(CAMPUS GUIDE BOOK)(提出-7)、2025 年度学生募集要項(提出-5)に載せて、広く表明している。

オープンキャンパス、高校大学連絡会においても建学の精神、沿革、歴史などを、学長および学科長が説明している。

本学では毎週水曜日に清掃の時間を設けている。学生及び教職員が学内の教室、玄関、階段など施設の清掃を行っている。清掃の時間は、本学の建学の精神を具現化するための時間であり、学科の教育を根底で支えるものとして重要な役割を担っている。また、授業の後に使用した実験・実習・演習室を清掃することを含めて、授業のカリキュラムが組み立てられている。

る。この教育は、学生が社会に出た時に本学出身者は「仕事を最後の片付けまで含めてやることができる」と就職先から評価されており、本学の教育の特徴のひとつとなっている。

この「建学の精神」に基づいて「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」及び「学習成果（アセスメント・ポリシー）」を策定している。

「建学の精神」は、創立者である小林倭文（しずり）初代学長の熱い思いであり、普遍的なものとしてとらえている。しかし、常に時代に適応させるため、3つのポリシーと合わせて、毎年定期的に教授会にて評価・確認している。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

本学では建学の精神を、公式ホームページや2025 短期大学案内（CAMPUS GUIDE BOOK）、また入学式、卒業式の機会を利用して、学内外に表明している。特に、長野の中で歴史ある短期大学のひとつとして歩んできた「長野女子短期大学」は、2024 年（令和 6 年）より男女共学の「長野短期大学」として新しくスタートした。女性と男性、それぞれの考えが交差することで、新しい可能性が生まれている。建学の精神「配慮ある愛の実践」を学内外に表明することが課題である。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

- ・学則（教育目的）（提出-8）
- ・2024 学生便覧（提出-1）
- ・2025 年度学生募集要項（提出-5）
- ・2025 短期大学案内（提出-7）
- ・2024 授業概要（提出-2）

備付資料

- ・公式ホームページ「教育理念・教育目標」（備付-57）
<https://www.naganojc.ac.jp/about/philosophy/>
- ・校外実習先からの意見収集（備付-58）
- ・入学前課題（備付-12）
- ・高大連絡会資料（備付-62）
- ・公式ホームページ「情報公開」（備付-59）
<https://www.naganojc.ac.jp/about/info/>

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

＜区分 基準 I-B-1 の現状＞

教育目的

本学の教育目的は建学の精神に基づき確立している。

学則第1条の通りである。(提出-8)

第1条 本学は、教育基本法・学校教育法に則り、広い教養と専門的学芸を教授研究し、豊かな人間性と専門的スキルを修得させ、個性の伸長をはかり、国家社会の有為な人材を育成することを目的とする。

2 食物栄養学科は、豊かな人間性と専門性をもつ栄養士の育成を主たる目的とする。

3 幼児教育学科は、豊かな人間性と専門性をもつ保育士並びに幼稚園教諭の育成を主たる目的とする。

このように、本学では専門的な学びを展開し、豊かな人間性と社会人としての広い教養を身につけた、専門性の高い職業で活躍する人材を育成することを教育目的としている。これに沿って教育目標を以下のとおり定めている。

教育目標

＜食物栄養学科＞

- (1) 幅広い教養、食物栄養に関する専門知識及び技術を身につけ、優れた実践力を育成する。
- (2) 人の尊厳を大切にする豊かな人間性と食物栄養の専門職としての責任感・倫理観を育成する。
- (3) 社会の変化に適応でき、地域社会に貢献し、その発展に寄与できる人材を育成する。
- (4) 主体的に考え行動し、幸福な人生を自ら切り開いていく自立した態度と意欲を養う。

＜幼児教育学科＞

- (1) 幅広い教養、幼児教育に関する専門知識及び技術を身につけ、優れた実践力を育成する。
- (2) 人の尊厳を大切にする豊かな人間性と幼児教育の専門職としての責任感・倫理観を育成する。
- (3) 社会の変化に適応でき、地域社会に貢献し、その発展に寄与できる人材を育成する。
- (4) 主体的に考え行動し、幸福な人生を自ら切り開いていく自立した態度と意欲を養う。

上記の教育目的を学則に示し、教育目標は学生便覧 2024 (提出-1)、本学公式ホームページ (ホーム＞大学について＞教育理念・教育目標) (備付-57)、2025 年度学生募集要項 (提出-5)、2025 短期大学案内 (CAMPUS GUIDE BOOK) (提出-7) などに公開し、広く学内外への周知を図っている。新入生に対しては、オリエンテーション時に学生便覧を配布し、学科の教育目的・目標を十分に説明し、理解を図った上で受講登録の方法を指導している。また入学式や卒業式、保護者懇談会、オープンキャンパス、高大連絡会、高校生向けガイダンス等

においても随時表明している。

学科の教育目的・目標に基づく人材養成の達成状況や、地域・社会の要請にysteているかを点検するため、卒業生就職状況アンケートと雇用主アンケートを実施し、卒業生と雇用主の両者から在学期間中に備えるべき能力や態度について聴取している。また、2 学年で行う校外実習の際、実習先の巡回訪問を行っている。その機会を利用して、実習先である学校、保育所、病院、高齢者福祉施設、事業所の方々から、教育・人材養成についての意見を収集している。(備付-58) 収集したデータは定期的に学科会、教授会にて学内で共有し、点検を行っている。教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請にysteられるよう、引き続き、教育目的・目標の周知、定着を図っていく。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の学習成果は、建学の精神を根底に据えた教育理念・教育目的・目標に基づいて定めている。

学習成果は以下の通りである。

<食物栄養学科>

- (1) 豊かな人間性を持ち、幅広い教養と社会人としてのマナーを修得している。
- (2) 食の専門家としての責任感と倫理観を持って、社会に貢献できる能力を修得している。
- (3) 多様な課題に対して主体的に考え、コミュニケーションを図りながら協働して活動する態度を修得している。
- (4) 専門知識を身につけ、自ら考えて行動できる力を修得している。
- (5) 講義、実験、実習、演習など、多様な授業形態で理論、技能および実践を身につける。
- (6) 表現力、思考力、コミュニケーション能力などを実践的に学び地域で活躍できる能力を修得している。
- (7) 食物栄養学のスペシャリストとして主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる力を修得している。

<幼児教育学科>

(1) 教養力

基本的教養を身につけ誠意と思いやりのある豊かな人間性をもち、保育及び幼児教育のケアスペシャリストとしての倫理観を備える。

(2) 保育の基礎

保育及び幼児教育に関する基本的知識と技術を幅広く取得する。

(3) 保育実践力

反省的・創造的に保育及び幼児教育活動に取り組むための基盤となる子どもの理解力、保育実践力を身につける。

(4) 子どもの成長と発達

子どもの成長と発達について理解し、子どもの視点に立ってその最善の利益を保証でき

るよう思考力と実践力を身につけている。

(5) 感性を高める想像力と発想力

子どもの感性を高める豊かな創造力と発想力を備える。

(6) 児童家庭福祉

社会福祉全般に関する知識を持ち子どもの最善の利益を軸とした分析力と判断力を身につける。

(7) 保護者支援

保護者支援に関わる原理・原則の理解および地域・関連機関との連携を可能とする実践力を身につける。

(8) 自己形成

自立した個人として、また保育及び幼児教育のケアスペシャリストとして主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる力を備えている。

以上の学習成果は、2024 学生便覧（提出-1）、公式ホームページ（ホーム＞情報公開＞教育研究上の目的）（備付-59）に記載している。

本学の学習成果は、「建学の精神」に基づいて学校教育法の短期大学の規定に照らし、学内にて機関レベル、教育課程レベル、科目レベルにおいて PDCA サイクルにより定期的に点検・評価している。

〔区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

本学では、各科ごとに「卒業認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程の編成および実施に関する方針」（カリキュラム・ポリシー）、「入学者受入れに関する方針」（アドミッション・ポリシー）の三つの方針について、建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標を実現するための方針と関連付けて一体的に定めている。

すなわち自らの建学の精神「配慮ある愛の実践」と教育理念、教育目的、教育目標に基づき、育成すべき人材像を明確にするために「卒業認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）を定めている。また、それを実現するための適切な教育課程を編成し、体系的・組織的な教育活動を行う「教育課程の編成および実施に関する方針」（カリキュラム・ポリシー）を定めている。そして、本学の建学の精神、教育理念・教育目的・教育目標に共感する学生を受入れる入学者選抜を実施するための「入学者受入れに関する方針」（アドミッション・ポリシー）を定めている。

「卒業認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）を以下のように定めている。

＜食物栄養学科＞

本学食物栄養学科に 2 年以上在籍し、所定の単位を修得した学生は、以下の到達目標に達した者であると認定し、卒業と同時に「短期大学士」の学位を授与する。

- (1) 豊かな人間性を持ち、幅広い教養と社会人としてのマナーを兼ね備えている。
- (2) 食の専門家としての責任感と倫理観を持って、社会に貢献できる専門知識と技能を身につけている。
- (3) 多様な課題に対して主体的に考え、コミュニケーションを図りながら協働して活動する態度を身につけている。

<幼児教育学科>

本学幼児教育学科に 2 年以上在籍し、所定の単位を修得した学生は、以下の到達目標に達した者であると認定し、卒業と同時に「短期大学士」の学位を授与する。

- (1) 情報リテラシーや言葉による表現力と幅広い教養及び自らを育て自立を図るために必要な能力を修得している。
- (2) 教育の原理と基本概念や教育事象に関する知識及び教育現場で必要となる専門的な知識と技術を修得している。
- (3) 各領域や保育等の指導内容や指導方法及びその基盤となる専門領域に関する知識や方法と技能を修得している。
- (4) 理論に基づいた総合的な実践方法と応用能力及び実践活動に主体的かつ創造的に取り組む態度を修得している。

以上の卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。2024 学生便覧（提出-1）、公式ホームページ（ホーム>情報公開>教育研究上の目的）（備付-59）に記載している。また、学校教育法の短期大学の規定に照らし、学内にて機関レベル、教育課程レベル、科目レベルにおいて PDCA サイクルにより定期的に点検・評価している。

社会的・国際的な通用性については、卒業認定・学位授与の方針は、学則第 9 条～第 12 条（提出-8）に明示するとともに、学位規程において、本学を卒業した者に「短期大学士」の学位を授与することを明確に表明している。以上のことから、卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性があるといえる。

卒業認定・学位授与の方針は定期的に点検している。学科会、教務委員会、教授会と組織的に論議を重ねて点検している。

「教育課程の編成及び実施に関する方針」（カリキュラム・ポリシー）を以下のように定めている。

<食物栄養学科>

本学が掲げる教育目標を達成するため、以下の教育課程を編成する。更に栄養士、フードスペシャリスト、健康管理士一般指導員、きのこマイスターの資格が取得できるように教育課程を編成する。

- (1) 豊かな人間性、および幅広い教養を身につけるために、多様な分野から教養科目を設置する。
- (2) 専門知識を身につけ、自ら考えて行動できる力をつけるために、以下の専門分野に

ついて学べる教育課程を編成する。

- ①社会生活と健康 ②人体の構造と機能 ③食品と衛生 ④栄養と健康
⑤栄養の指導 ⑥給食の運営

(3) 講義、実験、実習、演習など、多様な授業形態で理論、技能および実践を学修する。

(4) 適性に合わせて学修計画を立ててキャリアを選択できるよう、4 つの資格（栄養士、フードスペシャリスト、健康管理士一般指導員、きのこマイスター）取得に必要な科目を配置する。

(5) 表現力、思考力、コミュニケーション能力などを実践的に学ぶ地域に密着したカリキュラムを設置する。

<幼児教育学科>

本学が掲げる教育目標を達成するため、以下の教育課程を編成する。更に幼稚園教諭二種免許状、保育士資格が取得できるように教育課程を編成する。

(1) 豊かな人間性、および幅広い教養を身につけるために、多様な分野から教養科目を設置する。

(2) 専門知識を身につけ、自ら考えて行動できる力をつけるために、以下の専門分野について学べる教育課程を編成する『専門基礎科目』、「専門基幹科目」、『専門展開科目』、「専門関連科目」及び「専門実習科目」の5つの科目区分を設定。

(3) 講義、実習、演習など、多様な授業形態で理論、技能および実践を学修する。

(4) 適性に合わせて学修計画を立ててキャリアを選択できるよう、資格取得に必要な科目を配置する。

(5) 表現力、思考力、コミュニケーション能力などを実践的に学ぶ地域に密着したカリキュラムを設置する。

以上の教育課程・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応し、2024 学生便覧（提出-1）、公式ホームページ（ホーム>情報公開>教育研究上の目的）（備付-59）に記載している。また、教育課程・実施の方針を、学校教育法の短期大学の規定に照らし、学内にて機関レベル、教育課程レベル、科目レベルにおいてPDCA サイクルにより定期的に点検・評価している。

「入学者受入れに関する方針」（アドミッション・ポリシー）を以下のように定めている。

<食物栄養学科>

本学の教育理念、教育目的、教育目標に共感する以下のような学生を求める。

(1) 高等学校卒業程度の基礎学力を有し、自分の考えを言葉・文章として表現できる人。

(2) 食を食べること、食事を作ること、食に関することに関心がある人。

(3) 他者と良好な関係を築くことができ、基本的な生活力を持っている人。

(4) 意欲的にコミュニケーションをとり、協働できる人。

(5) 食生活と健康に関する専門性を、職場、家庭、地域社会の中で役立てたいと思っている人。

(6) 栄養士資格取得を目標に勉学する意志がある人。

＜幼児教育学科＞

本学の教育理念、教育目的、教育目標に共感する以下のような学生を求める。

(1) 幼児教育や保育に対する強い興味や関心と学科教育に対する学習意欲を有している人。【意欲・関心】

(2) 幼児教育を学ぶために高等学校までの主要科目について、基礎的な知識と学力を有している人。【知識・技能】

(3) 多様な価値観を正しく認識することで、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられるコミュニケーション能力を備えた人。【表現・判断】

以上の教育課程・実施の方針は、学習成果に対応し、2024 学生便覧（提出-1）、公式ホームページ（ホーム＞情報公開＞教育研究上の目的）（備付-59）、2025 年度学生募集要項（提出-5）、2025 短期大学案内（CAMPUS GUIDE BOOK）（提出-7）に記載している。

高校卒業程度の基礎学力を有することは、幅広い教養を受け入れる土台となり、他者と友好な関係を築くことは、本学で専門性を身につけ、やがて社会へ出たときに必要な社会人としてのマナーを修得する基礎となる。また、食に関する興味・関心があり、その専門性を身につけたいという思いは、食の専門家になるために必須のものである。自分の考えを表現し、他者とのコミュニケーションを取り、協働することは、本学でさらにその能力を高めるために必要である。以上のように、アドミッション・ポリシーは、学習成果に対応するものとなっており、入学前の学習成果を把握・評価する内容となっている。

入学予定者には学生生活へ円滑に移行できるようにするために、入学後の学習に必要な基礎的な知識を「入学前課題」として課している。課題は、本学での栄養学総論・各論、調理学、解剖生理学、食品学総論・各論、食品衛生学、公衆衛生学等の講義および実験・実習に必要な化学、生物の基礎知識、文献解読・要約、レポート作成能力を養うための内容で3 回通知し、（備付-12）期限までに提出するよう求めている。提出された内容については、各出題担当者が個別にフィードバック及び指導をし、入学後の学習意欲向上に繋げている。

毎年 6 月に高大連絡会を開催し、（備付-62）高等学校の進路担当あるいは担任が来学する。懇談会において入学者の受入れ方針に関する意見を聴取し、点検している。

一方で入試広報課担当が高校訪問を行い、学科の紹介や就職状況、学生生活の紹介をするとともに、進学希望者の動向を確認し、高等学校の意見も聴取している。

三つの方針は、建学の精神や教育理念等を見直すと共に、学科会、教務委員会、教授会と組織的に論議を重ねて策定している。

これら三つの方針を踏まえ授業科目を分類し、卒業認定にむけて科目配置の関連性を2024 授業概要にカリキュラムマップとして明確に示している。（提出-2）このカリキュラムマップに沿って編成された授業によって、ディプロマ・ポリシーに掲げている能力を2 年間で修得できるよう、教育活動を実践している。また、学習成果の測定を、単位取得状況、成績評価分布、学期末に行われる授業アンケート、校外実習時に得られる外部機関からの評価、卒業生就職先アンケートなどを基に行っている。

学習の成果の評価は教員だけではなく学生による自己評価という形でも行っており、入学時と各学年学期終了時の計5回行っている。ディプロマ・ポリシーに定められた到達目標の達成状況を学生一人一人が確認することで、自身の成長と学習成果を把握し、今後自身がつけるべき力を明確にすることに役立っている。これら学生の学習成果は学年全体の平均点を本学公式ホームページ（ホーム＞情報公開＞学生の学習成果の把握）に公開している。

三つの方針は、2024 学生便覧（提出-1）、本学公式ホームページ（ホーム＞大学について＞3つのポリシー）に表明している。また、2025 短期大学案内（CAMPUS GUIDE BOOK）（提出-7）にアドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシー、2025 年度学生募集要項（提出-5）にはアドミッション・ポリシー、2024 授業概要（提出-2）にはカリキュラム・ポリシーを表明している。そのほか進学相談会や、入学時オリエンテーション、教職員懇談会などでも説明を行い、学内外に表明・周知に努めている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

学習支援のための印刷物として、学生便覧（提出-1）および授業の内容を記した授業概要（提出-2）を毎年発行・配布していたが、一部を見直し、利便性向上と省資源対策のため令和6年度よりペーパーレス化し、公式ホームページに掲載することとした。

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

<根拠資料>

備付資料

- ・公開講座資料（備付-38）
- ・きのこマイスター協会協定書（備付-2）
- ・きのこマイスター協会参加イベント（備付-40）
- ・柄木田製粉(株)、原田製麺(株)と本学で、小麦粉を使った機能性表示食品の共同開発（備付-41）
- ・「信州食育発信3つの星レストラン」（健康福祉部健康増進課）関係資料（備付-42）
- ・長野保健福祉事務所「あなたの塩分チェックシート」に関する資料（備付-44）
- ・長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）関係資料（備付-45）
- ・長野市こども政策課「子ども子育てフェスタ」パンフレット、参加依頼文（備付-46）
- ・長野市保健所健康課依頼関係資料「推定尿中食塩排泄量」「尿中Na/K比」「あなたの塩分チェックシート」（備付-47）
- ・長野市ブックスタート「おひざで絵本」関係資料（備付-87）。
- ・被災者向け健康講話「まちかど栄養相談室」関係資料（備付-48）
- ・信学会長野北幼稚園食育講座「幼児の食」講座資料（備付-52）
- ・松本市波田中学校「食育講座」講座資料、授業の感想（生徒、教員）（備付-53）
- ・長野工業高等専門学校「キッズサイエンス」チラシ、配布資料（備付-54）

- ・NPO 法人ながのこどもわくわくカフェ「こどもカフェ」依頼文、行程表、レシピ、資料（備付-55）
- ・各教員加入団体一覧表（備付-39）

〔区分 基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学では、建学の精神をもとに、地域・社会貢献活動を行っている。

公開講座は、本学の専門的な講義内容や知識、研究設備を広く発信・開放することにより、地域社会に還元することを目的に行っている。統一テーマを「住みなれた地域で生き生きと生活するために」として平成 20 年度から、毎年度開講している。本学教員が中心となって講師を務め、学外講師も招聘し実施している。講師は市民の学習ニーズに応えるため、それぞれの専門の学識や経験に裏付けられた講演内容の中で、具体的なヒントの提起や助言も行う。受講者が、自分自身の日常生活の中で考え、取り組むことができる機会になるように努めている。受講者からも、受講することにより共感や共鳴が呼び起こされ、新たな興味や関心が引き出されるとの感想があり、受講者のニーズに沿ったものであることが示されている。

運営は公開講座委員会が担当している。令和 5 年度までは、新型コロナウイルス感染が全国的に継続し、収束の時期が見通せないため、受講して下さる方々の安全を保障できないという理由で中止とした（備付-38）。

産官学連携

教職員・学生の研究を地元企業が活用する協定を企業と締結して、広く交流・連携を行っている。

① 一般社団法人日本きのこマイスター協会

一般社団法人日本きのこマイスター協会と協定を締結している（備付-2）。教育及び人材育成、研究開発、新規事業の創生、人材交流、地域貢献等の分野で相互に連携・協力し、地域産業及び社会の発展に寄与することを目的としている。内容は、きのこ普及イベントへの参加、山のきのこ散策方法、きのこを用いた地域活性化店舗構想座談会への参加等を通じて、食と健康に関する研究、地域特産品の開発、自然の保護・活用等環境問題に取り組んでいる（備付-40）。

② 柄木田製粉(株)、原田製麺(株)

柄木田製粉(株)、原田製麺(株)と本学で、小麦粉を使った機能性表示食品の共同開発に取り組んでいる（備付-41）。

③ 長野県

- ・長野保健福祉事務所健康づくり支援課では、野菜摂取不足や食塩の過剰摂取などの食生活の課題や食べ残しによる生ゴミの発生抑制等に取り組むため「信州食育発信 3 つの星レストラン」の認定制度を行っている。本学の学食もメニューを栄養計算し、認定店として登録された。認定店は、県内の大学、短期大学唯一のものである（備付-42）。
- ・長野保健福祉事務所からの依頼で「あなたの塩分チェックシート」に学生、教職員が記入

してまとめている（備付-44）。

- ・長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）を実施した（備付-45）。
長野県キャリア形成訪問指導事業は、長野県補助金事業（キャリア形成訪問指導事業）を活用し介護従事者のキャリアアップを支援するため、本学の有識者を講師として介護事業所に派遣し研修を実施している。介護施設研修担当者が7つのプログラムから1つを選択し、日程調整のうえで講師を派遣する。研修後には、受講生からアンケートを取り講座運営に活用している。受講生によるアンケートの結果、9割近く受講生が、研修に「満足している」との回答があるように、講座は座学と演習を適度に混ぜながら受講中の集中を維持できるように創意工夫した展開で行われており、各講師による運営の努力が評価結果として表れている。

④ 長野市

- ・長野市子ども政策課「子ども子育てフェスタ」に学生が作った食育レシピを展示し、活用していただけるよう情報発信をしている（備付-46）。
- ・長野市保健所健康課からの依頼で「推定尿中食塩排泄量」、「尿中Na/K比」の測定、「あなたの塩分チェックシート」の記入に協力している（備付-47）。
- ・長野市保健所健康課からの依頼で、令和元年に大きな被害をもたらした台風19号の被災者に向けた栄養・食生活相談を行っている。被災者は様々なストレスを抱え、自殺リスクも高まることが危惧されている。被災者等の孤立防止や心のケアの支援として、栄養相談により食への意欲を高め、日ごろの生活に活かしていただけるボランティア活動を継続して行っている（備付-48）。
- ・長野市ブックスタート「おひざで絵本」で、絵本を通して赤ちゃんとおうちの方が寄り添うひとときを持つことで、赤ちゃんの豊かな心の成長と、家族とのきずなを深めるひとつのきっかけとなることを目的とした事業に協力している（備付-87）。

正課授業の開放（リカレント教育を含む）事業

- ① 信学会長野北幼稚園の親子に向けた講義「幼児の食」を実施した（備付-52）。
- ② 松本市立波田中学校松原分校の生徒に向けて、食育講話「総合的な学習の時間『味噌作り』の事前学習」を実施した。内容は発酵食品について、味噌ができる過程、加工にあたっての注意点やコツ、その他である。食への興味がわいたと好評であった（備付-53）。

ボランティア活動

地域社会からの要請に応じてさまざまなイベントやフェスティバル等へ学生がボランティアに参加することを推進している。

① 「信州環境フェア〜キッズサイエンス」への参加

信州環境フェア キッズサイエンスに参加した。長野県や長野市、信濃毎日新聞社、企業、団体が、科学実験など20ブースが出展し、家族連れ等で賑わった。本学は「カルメ焼きを作ってみよう」を行った。カルメ焼きがふくらむのは、炭酸水素ナトリウムは加熱することにより、化学変化で炭酸ガスを発生するためであるという体験コーナーである。カルメ焼き作りの楽しさ、科学の不思議、面白さを、子供から高齢者まで120人に、説明しながら、体験していただいた。参加者には、科学の不思議、楽しさ、面白さを体験

できるワークショップとして好評であった（備付-54）。

② NPO 法人ながのこどもわくわくカフェ「こどもカフェ」への参加

教員と学生が毎月1回、小学生、中学生、高校生、保護者を対象に、「こどもカフェ」ボランティア活動として、無料の昼食・夕食提供、子どもの宿題支援と食育活動を実施している。ながのこどもわくわくカフェは、様々な悩みを持つ保護者や子どもたちが気軽に集える居場所である。小学生から思春期の子どもや保護者が気軽に通い「相談や交流」「学習支援」「食事支援」が受けられる「一場所多機能」な居場所となっている（備付-55）。

教職員及び学生は、地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等、地域社会への貢献を目的とした健康、食育に関するイベントに参加して、多彩なボランティア活動を行っている。食物栄養学科の学生の9割以上が長野県出身であり、その多くが長野県内で就職している。校外実習、ボランティア活動等も地域で行っており、地域との関わりの中で教育活動を展開している。

NPO 法人ながのこどもわくわくカフェ「こどもカフェ」で食事作りボランティアを学科の教員がチームになって10年以上行っている。チーム人数は現在5名。また栄養士会、長野県、長野市等のイベントに、ボランティアとして継続して参加し貢献している。栄養士会では「まちかど栄養相談室」等、長野県では「信州食育3つの星レストラン認定制度」等、長野市では「台風19号被災者相談」等、教職員も地域の公共機関、企業、教育機関、文化団体との交流活動を活発に行っている（備付-39）。

それぞれの地域・社会への貢献についての取り組みを定期的に点検し、その効果や課題を評価している。点検結果は、今後の活動計画に反映され、より効果的な地域貢献活動につながっている。これは本学が自らの教育研究活動の状況を評価し、改善を図るための重要なプロセスとなっている。点検項目としては、活動の目的達成度、参加者の満足度、地域社会への影響などがある。

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の課題>

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の特記事項>

[テーマ 基準 I -D 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

- ・自己点検・評価に関する規程(提出-9)
- ・学則(提出-8)
- ・2024 授業概要(提出-2)
- ・2024 学生便覧(提出-1)
- ・冊子「この道を」(提出-3)

備付資料

- ・短期大学生調査（備付-9）
- ・自己点検・評価報告書（備付-3）
- ・公式ホームページ「第三者評価適格認定マーク」（備付-60）
<https://www.naganojc.ac.jp/about/accreditation/>
- ・自己点検に関わる教職員へのアンケート（備付-61）
- ・令和6年度高大連絡会 概要（備付-62）
- ・授業評価アンケート・改善報告書（備付-16）

[区分 基準 I -D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

＜区分 基準 I -D-1 の現状＞

自己点検・評価については、長野短期大学諸規程のなかに「自己点検・評価に関する規程」（提出-9）があり、それに基づき自己点検・評価委員会を組織している。委員会は学長を委員長とし、委員には各部署の責任者等を充て、本学の教育研究活動等運営の全体を総合的に把握できる体制を構築している。

本学は学則の第1条教育目的（提出-8）を達成し、本学の社会的使命を果たすために、自己点検・評価活動を実施し、常に教育研究水準の改善・向上を図っている。

内部質保証ならびに自己点検・評価の一環として、短期大学基準協会が実施している「短期大学生調査」を用い、本学の現状や特徴を把握し問題発見や解決のために活用している（備付-9）。

自己点検・評価報告書（備付-3）は毎年作成し、公式ホームページ（ホーム＞大学について＞第三者評価適格認定マーク）に公表している（備付-60）。

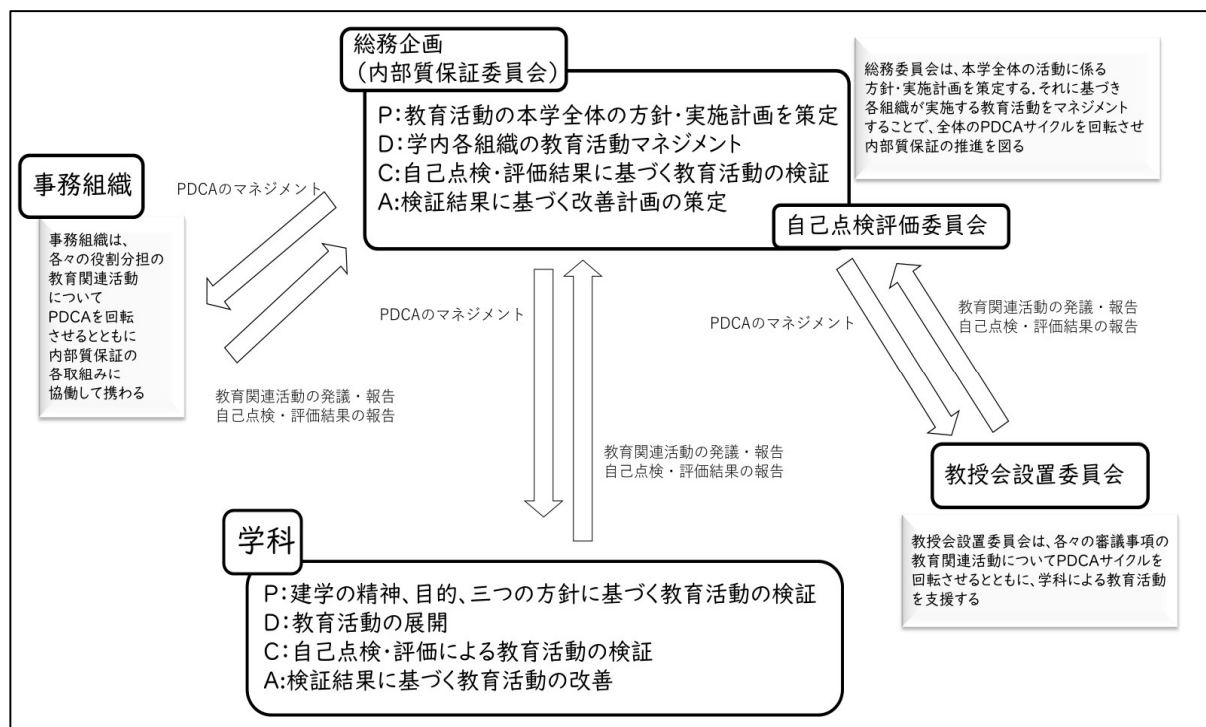
自己点検評価委員会は、学長（委員長）、学科長、法人事務局長、短大事務長・総務部長、食物栄養学科教員、幼児教育学科教員、図書館司書を構成メンバーとしている。自己点検・評価報告書の作成にあたっては、学内分掌組織に対応した作成・編集組織を整えたうえで報告書を執筆しており、各自から提出された報告内容の検討と編集は、全教職員の協力のもと行われている。また、日常的な自己点検・評価活動に全教職員が関与するように教授会では教職員への呼びかけが行われるとともに、Google classroomを活用して、教職員へのアンケート調査（備付-61）を行い、短期大学生調査の結果（備付-9）を共有することで、現実に即した具体的な点検・評価が行えるように計らっている。

自己点検・評価活動への高等学校等の関係者の意見聴取の機会としては、本学で毎年6月に開催される高大連絡会（備付-62）がある。高等学校等からは進路指導担当教員や卒業年度の生徒の担任などを招き、本学からは学長、学科長、学科教員、入試広報課課長、教務学生課課長等が参加する。連絡会では本学から建学の精神や教育方針、学生の状況等について説明・報告するとともに、学生と出身高等学校の先生方との懇談の場を設けている。これによって高校の先生方に本学での学びの現状、卒業生の状況をよりよく理解していただいた

うえで、本学の教育に関する意見を先生方から聴き取り、その声を自己点検・評価に反映させている。

また、まとめられた自己点検・評価報告書は外部に公表するだけでなく、毎年、教職員全員に配布し、各部署で報告書の読み合わせを行っている。教職員は本学の現状・課題を把握し、次の年度に取り組む重点項目を分析し、各自の業務に反映させている。

令和6年度 自己点検・評価活動を含めた内部質保証にかかる全体の質保証概念図



[区分 基準 I -D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I -D-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法に関して、学生が獲得すべき学習成果とその評価方法と基準等については、各教員が担当科目の授業内容、到達目標、授業計画、評価方法と基準、準備学習の内容をシラバスに明示している。

授業は授業概要（提出-2）に沿って行われ、シラバスで示された評価基準（定期試験の結果や授業中に実施される小テストや受講態度、課題提出された論文やレポート等）によって、求められる知識や技術、態度等が得られたかが評価される。定期試験は食物栄養学科は前期期末試験、後期期末試験の2回行われ、幼児教育学科は1Q、2Q、3Q、4Qの4回行われる（提出-1）。体調不良や慶弔、就職にかかわる外部試験、災害等により本試験を受験できなかった場合は追試験を認めている。また、本試験での評価が合格点に満たなかった

場合や追試験を受験しなかった場合は、所定の「再試験願」を提出することで再試験を受けられるように配慮もしている（提出-1）。

なお、満足すべき学習成果が得られた場合の成績は「秀」「優」「良」「可」の4段階で評価し、成績通知書によって学生に提示することで、学生が各自の学習成果を把握でき、その後の学習意欲向上につながるような仕組みを整えている。

査定の手法については、学生の学習成果を踏まえながら、教務委員会より提示されるシラバス作成要領に基づいて各教員が担当教科について毎年点検し、必要に応じて改正・更新しており、その際には、学生からの「授業評価アンケート」（備付-16）を活用している。「授業評価アンケート」は、前期・後期の授業終了時期に各1回実施し、その結果は、FD委員会がまとめたうえで、授業担当教員が各自で内容を確認し、改善報告書（備付-16）をFD委員会に提出することを義務付け、授業の改善につなげている。

本学の学習成果は、「建学の精神」に基づいて学校教育法の短期大学の規定に照らし、学内にて機関レベル、教育課程レベル、科目レベルにおいてPDCAサイクルにより定期的に点検・評価している。

1. 機関レベル（短期大学）

就職率や資格を活かした専門職への就職率・進学率から、学習成果の達成状況を査定する。建学の精神は「配慮ある愛の実践」であり、教育目的は「専門的学芸を教授研究し、豊かな科学的知識と専門的技能を修得させ、個性の伸長をはかり、国家社会の有為な人材を育成すること」とある。このことから機関レベル（短期大学）の学習成果は、本学の教授研究が社会に適応しているか、学生にとって職業に必要な能力が育成されているかを示す指標として、専門職への就職率・進学率等が、それを査定する指標として妥当性があると考えている。

2. 教育課程レベル（学科）

免許・資格取得状況や卒業要件達成状況から、教育課程全体を通した学習成果の達成状況を査定する。学科の学習成果は、本学の学習成果にあたるが、その学習成果の達成状況は免許・資格取得状況や卒業要件達成状況等にて査定している。

食物栄養学科の卒業に必要な単位数は、62単位以上である。教養に関する教育課程の必修科目 9単位と選択科目 10単位の中から 3単位以上選択し、合計 12単位以上修得しなければならない。専門に関する教育科目は、必修科目 12単位と選択科目 54単位の中から 38単位以上を修得しなければならない（提出-8）。

幼児教育学科の卒業に必要な単位数は、64単位以上である。基本教育科目の必修科目 8単位と選択科目 8単位の中から 4単位以上選択し、合計 12単位以上修得しなければならない。専門教育科目は、必修科目 17単位と選択科目 35単位の中から 64単位以上を修得しなければならない（提出-8）。

3. 科目レベル（各教員・授業科目ごと）

成績評価や授業アンケートから、各授業科目の学習成果の達成状況を査定する。教員は、

授業を通じて獲得できる到達目標を設定しシラバスに明示し、学生がそれを獲得したかどうかを査定する。教員は授業科目ごとに成績評価や授業アンケート等から、期待する学習成果を獲得させるための授業方法などの改善を図る。

査定（アセスメント）：「学習成果」を測定（点検・評価）する仕組み

				令和4年1月30日学務部
	入学前・入学直後	在学中	卒業時	卒業生
	<アドミッションポリシーを満たす入材かどうかの点検>	<カリキュラムポリシーに則って学習が進められているかどうかの点検>	<ディプロマポリシーを満たす人材になったかどうかの点検>	<ディプロマポリシーを満たす人材になったかどうかの点検>
	(4月末までに実施)	(9月、2月に実施)	(2月、3月に実施)	(4月～3月に実施)
機関レベル (短期大学)	入学試験の成績	短期大学基準協会の	学位授与数	卒業生へのアンケート
	調査書の記載内容	「短期大学生調査」	単位授与数	就職先へのアンケート
		休学率	就職率	
		退学率	専門領域への就職率	
			進学率	
			卒業時アンケートDP	
			短期大学基準協会の	
			「短期大学生調査」	
教育課程レベル (学科ごと)	入学試験の成績	GPA分布（ルーブリック分布）	卒業要件達成数	就職先への聞き取り
	調査書の記載内容	面談	就職率	
	入学時アンケート	学習成果の把握	専門領域への就職率	
		学習時間の把握	GPA分布（ルーブリック分布）	
		カリキュラムマップ	栄養士実力試験成績	
		科目ナンバリング	フードスペシャリスト合格率	
			健康管理士一般指導員合格率	
			きのこマイスター合格率	
			栄養士資格取得率	
科目レベル (各教員・ 授業科目ごと)	入学前課題	成績評価	栄養士実力試験成績	
		授業評価アンケート	フードスペシャリスト試験成績	
			健康管理士一般指導員試験成績	

このように、本学では教育の向上のためのPDCAサイクルを確立し、質的・量的データを活用して教授会で確認・点検し、質の高い教育を保証している。

また、学校教育法や短期大学設置基準、栄養士法等、関係法令の改正があった場合は、学科会、教務委員会、教授会等で迅速に対応し、法令遵守に努めている。

令和6年度は、文部科学省高等教育局高等教育企画課通知、令和5年3月17日付け事務連絡による「令和5年4月1日以降の大学におけるマスクの着用の考え方の見直しと学修者本位の授業の実施等について（周知）」を基本とし、学内で協議した。日々の学校生活におけるマスクの着用は個人の判断とし、教室の席数もコロナ禍前の状況に戻すなどできる

限り学生の学修に支障がないよう取り組んだ。また、同課通知、令和5年4月28日付け事務連絡「令和5年5月8日以降の大学等における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）」に記載がされている、学校保健安全法に基づく出席停止の措置とし、教育活動が滞ることないよう対策し、学生が相談できる体制を整えた。

栄養士の養成に関しては、関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課通知、令和5年4月25日付け事務連絡による「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について（周知）」に基づき、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけに伴い、実習が滞りなく実施できるよう、実習施設を含め学生への相談や指導・助言を行った。

各科とも、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<テーマ 基準 I -D 内部質保証の課題>

<テーマ 基準 I -D 内部質保証の特記事項>

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

本学では建学の精神を、公式ホームページや2024 短期大学案内（CAMPUS GUIDE BOOK）、入学式や卒業式の機会を利用して学内外に表明している。特に、長野の中で歴史ある短期大学のひとつとして歩んできた「長野女子短期大学」は、2024 年（令和 6 年）より男女共学の「長野短期大学」として新しくスタートした。女性と男性、それぞれの考えが交差することで、新しい可能性が生まれる。地域に貢献できる短期大学として根付くために、建学の精神「配慮ある愛の実践」を時代に合わせて解釈し直し、適合させていくという努力が必要となる。そこで、より分かりやすく解釈した新たな建学の冊子等をつくり、学内外に表明することを進めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

- ・学則（提出-8）
- ・2024 授業概要（提出-2）
- ・2024 学生便覧（提出-1）

備付資料

- ・授業評価アンケート（備付-16）
- ・FD 通信（備付-23）
- ・学生の学習成果の把握（備付-6）
- ・校外実習ノート（給食の運営）、校外実習報告会資料（備付-63）
- ・管理栄養士試験対策講座関係資料（備付-64）
- ・卒業生の雇用主アンケート結果（備付-10）

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学では、単位授与、卒業認定、学位授与に関する要件を短期大学設置基準に従って定め、学則に明記し、その内容を学生便覧に記載し、年度当初に行われるオリエンテーションにて学生に周知している（提出-8）（提出-1）。

単位の実質化を図るために、CAP 制を導入し、学則において各学期に履修できる単位数の上限を定めている（提出-8）（提出-1）。この規則に沿って学生が履修登録するよう教務委員を中心として運用している。

単位授与、卒業認定、学位授与を実際に運用・管理しているのは教務学生課であり、その結果については教務委員会、教授会においても点検している。

毎学期末の教授会成績会議において、単位授与が適切に運用されていることを点検している。さらに毎年度末に開かれる教授会成績会議においては、単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。また各学科の学位取得率と単位取得率も点検している。

本学には進級制度は存在しない。ただし、食物栄養学科の栄養士、幼児教育学科の幼稚園教諭・保育士では、資格の質保証のため、一定の基準を設け、それに達しない学生は校外実習に行かせないなどの措置を取ることがある。

本学は、卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に従って、体系的な教育課程を編成し、授業科目を履修した学生に対する単位授与、卒業認定及び学位授与を適切に行っている。また就職や他の高等教育機関への編入につながる学習成果の獲得も保証している（提出-1）。

各学科では専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養を培うよう配慮しており、専門的及び汎用的な学習成果の獲得を基盤にした職業又は实际生活に必要な能力を育成するための職業教育も適切に行っている。各学科では、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び応用的な能力を育成し、職業倫理を涵養するよう配慮している。

教育課程の見直しは定期的に実施しており、令和 5 年度には、単位制度を実質化し、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学生が履修科目として登録することができる単位数の上限を定めた。各年次にわたって適切に授業科目を履修してもらうために、学則第 10 条の 2 項に「卒業の要件として学生が修得すべき単位数について登録できる単位数の上限は別に定める」ことを追加して CAP 制を取り入れ、食物栄養学科は、1 年間に登録できる単位数の上限を 50 単位、幼児教育学科は 42 単位とした。

〔区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。〕

＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状＞

本学では、短期大学設置基準にのっとり、体系的に編成している。自らの建学精神と教育理念に基づき、育成すべき人材像を明確にするために「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）を定め、体系的・組織的な教育活動を行うために「教育課程の編成及び実施に関する方針」（カリキュラム・ポリシー）を定め、それを実現するための適切な教育課程を編成した。「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）と連動した「学習成果」に対応した授業科目を編成している（提出-8）。

教養科目では、社会全体や人間に関する幅広い知識を学ぶことで、多角的な視点や思考力を養う。人文科学、社会科学、基礎分野、自然科学、外国語、保健体育などの分野を設置している。

専門教育科目においても、各学科において以下のように体系的に教育課程を編成している。

＜食物栄養学科＞

栄養士養成施設として、栄養士養成を主軸として教育課程を編成している。「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」の各分野で食品成分や人体の構造等を理解し、現場に即した内容について学べるよう体系づけている。さらにフードスペシャリスト、健康管理士一般指導員、ベーシックスのこマイスターの資格が取得できるように、各種資格取得に関する科目を体系的に編成している。

卒業に必要な単位数は、62 単位以上である。教養に関する教育課程の必修科目 9 単位と選択科目 10 単位の中から 3 単位以上選択し、合計 12 単位以上修得しなければならない。専門に関する教育科目は、必修科目 12 単位と選択科目 54 単位の中から 38 単位以上を修得しなければならない（提出-8）。

＜幼児教育学科＞

幼稚園教諭二種免許状の課程認定と指定保育士養成施設の指定を受けており、幼稚園教諭免許状および保育士資格に必要な科目をすべて設置し、保育者として必要な知識・技能を養うための教育課程となっている。「専門基礎科目」、「専門基幹科目」、「専門展開科目」、「専門関連科目」、「専門実習科目」を体系的に編成している。

卒業に必要な単位数は、64 単位以上である。基本教育科目の必修科目 8 単位と選択科目 8 単位の中から 4 単位以上選択し、合計 12 単位以上修得しなければならない。専門教育科目は、必修科目 17 単位と選択科目 35 単位の中から 64 単位以上を修得しなければならない（提出-8）。

（提出-8）。

学習成果に対応したそれぞれの授業科目には学習の段階や順序等について番号を付して分類する科目ナンバリング（提出-2）を行うとともに、合わせて、学位の獲得に向けて、どのような授業科目が設置され、その科目が次にはどの授業科目へと関連し、発展していくのかを視覚的に捉えることができるようカリキュラムマップ（提出-2）を作成し、教育課程の体系性を明示している。

授業概要（提出-2）には授業内容のほか、担当者、ナンバリング、授業の種類、単位数、開講時期、到達目標、授業計画、成績評価方法と基準、教科書・参考書、準備学習、課題等に対するフィードバック方法、準備学習に必要な時間、担当者の実務経験資格等を明示しており、学生にも理解しやすい内容としている。

学生による授業評価は、平成 28 年度より、FD 委員会が授業評価アンケートを学期ごとに実施している。平成 30 年度には、3 年間使用したアンケートの内容・集計・分析方法の見直しを行い、個人情報保護等の側面から記述部分を大幅に減らし、感想、要望等具体的に記入したい学生のみが記入する様式とした。令和元年度には、アンケートの設問の一部の見直しを行い、令和 2 年度より実施している。

15 問の設問を設定し、設問ごとに 5 つの選択肢（強く思う・やや思う・普通・あまり思わない・全く思わない）とし、ポイントによる集計（5～1 ポイントで数値が大きいほど高評価）とした。問 1～5 まだが、学生の「学習成果の獲得」に関する自己評価を問う項目、問 6～13 を授業担当教員への授業評価を問う項目、問 14 で、施設・設備等について問う項目、問 15 では感想、要望等具体的に記入できるようにした（備付-16）。

評価期間は原則として各学期末の 2 週間程度とし、授業担当者が説明・配布し、係の学生が択一式の授業評価アンケートを袋に回収し密封したまま教務学生課に提出する。FD 委員会が各設問の評価値を集計し、結果を授業担当者に報告する。その結果をもとに科目担当者が自己分析・今後に向けての改善点や意見を「授業評価アンケート報告書」に記入し、FD 委員会が集計とともに「授業評価アンケート結果・報告書」としてまとめ、学期ごとに冊子にし、FD 活動に活用している。毎年発行している FD 通信に、授業評価アンケートの結果を分析し報告している（備付-23）。

授業担当者間での意思の疎通、協力・調整として、年度末に非常勤講師も交えて教職員懇談会を行っている。また恒常的に学科会を開く他、必要に応じて授業担当間での意思の疎

通、協力・調整を図っている。

通信による教育は行っていないが、感染症流行などの非常時にオンラインでの授業ができるよう、Google meet を使用する環境は整えている。

教育課程の見直しは、社会のニーズに対応し、学生のキャリアアップを支援するために重要である。カリキュラムの改訂、教育内容の充実、資格取得支援の強化などを年度末に定期的に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

本学では、短期大学設置基準に従い、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に教育課程を編成している。

食物栄養学科では、教養に関する教育科目として、13 科目を実施している。卒業に必要な単位数は 12 単位以上で、必修科目 9 単位に加えて、選択科目 10 単位の中から 3 単位以上選択し合計 12 単位以上とすることとしている（提出-1）。

幼児教育学科では、基本教育科目としての必修科目 8 単位と選択科目 8 単位の中から 4 単位以上選択し、合計 12 単位以上修得しなければならない（提出-1）。

本学の教養科目は、幅広く深い教養及び総合的な判断力や社会人としてのマナーを培い、豊かな人間性を涵養することに加え、多様な課題に対して主体的に考え、コミュニケーションを図りながら協働して活動する態度を身につけるために設置しているものであり、専門的な知識や技能を身につける前提となるものである。これについてはカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーで明示している。

教養教育の効果については、定期試験やレポート等で、その科目の到達目標を達成することができたかどうかを判定・評価し、また、学期末に行う受講した学生による「授業評価アンケート」も活用して、学生の授業内容の理解度や満足度を確認することで、授業改善を図っている。

さらに、学期ごとに行っている学習成果の自己評価のなかで、教養科目を履修したことにより獲得することが期待される項目を学生に自己評価させることで、学生の学習意欲の向上とともに授業改善に役立てている（備付-6）。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

食物栄養学科は、地域社会に貢献でき、職場で即戦力となる栄養士の人材育成に取り組んでいる。中でも、栄養士資格を取得する学生（令和 5 年度）が 91%おり、栄養士資格取得者で、栄養士として就職する学生は 95%と学科内での専門教育が直接職業に繋がっている。入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）にある通り、栄養士資格

取得を目標に入学する学生が多く、専門教育を受けることでより具体的に将来の仕事と結びついている。また、食物栄養学科の専門に関する科目の担当には、地域社会（病院、保育施設、高齢者施設等）で栄養士、管理栄養士として働いた経験を持つ教員が複数おり、専門分野（栄養士）として必要な知識、技術のみならず、職業人として必要な応用力等も含めた人材育成を行っている。

1 年次受講の「食生活論」は高校教育から大学教育へのスムーズな移行を目指す教育科目である。栄養士を目指す学生の動機付け、入門科目として、食文化や歴史などの食生活の様々な側面について理解を深めるとともに、レポート・論文の書き方などの文章作法を身につける授業となっている。

1 年次受講の「調理学実習Ⅰ・Ⅱ」、2 年次受講の「給食管理実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は、実践力を身につけるための教科として力を注いでいる。「給食管理実習Ⅱ」は、校外実習を含む教科であり、教養教育や専門教育で得た知識や技術を改めて確認し、校外実習の事前指導、実習、実習事後指導を通じて、自ら行動できる学生の育成を行っている（提出-1）。2 年生には「校外実習ノート（給食の運営）」を作成し配布している。これは校外実習を効果的に実施することを目的としたもので、社会人としてのマナーや実習施設訪問時の心構え、実習に取り組む姿勢、課題等が収載され、栄養士校外実習の手引書となっている。さらに、校外実習終了後（10 月）には「校外実習報告会」を行い、それぞれの学生の体験や学びを学年共通の学びとすることで、校外実習をより有意義なものとし、栄養士としての資質向上に結び付けている（備付-63）。

1 年次後期受講の「栄養指導論Ⅰ」は栄養士としての責任感と倫理観を身につけ、健康の維持・増進を目的とする食生活の指導ができるように栄養教育に必要な基礎を身につける授業となっている。カウンセリングの基礎や地域における栄養指導でのコミュニケーション技術やプレゼンテーション技術を身につけるための教科となっており、職業への接続を行っている。

2 年前期、後期の科目「総合演習」では、8 名前後の少人数グループごとに担当教員が 1 名つき指導している。学生は各自の研究テーマを主体的に選択し、様々な角度から科学的な研究方法や論理的思考方法を習得し、食と健康に関してより学問的に学び取ることで、地域社会の発展に寄与できる人材となる事を目指す授業となっている。

教養教育を通し社会に柔軟に対応できるための社会人力の養成を行っている。本学は、資格取得を前提とした専門教育を行う機関であるため、栄養士として就職する学生が多い。そのため、教養教育においてもこれらに関連する教育内容として、栄養英語や信濃の風土と文化、生活文化論等を取り扱っている。

「栄養英語」は、英語を通じて栄養学の専門用語になじみながら、基礎的な知識を修得し、海外でも活躍できるグローバルな力を兼ね揃えた栄養士を育成する授業となっている。

「信濃の風土と文化」は、長野（信濃）の風土を理解することで、豊かな自然や生活・文化を郷土の誇りとして守り、発展させようという意識を持ち、長野県人としての素養を高めていくことを目指す授業となっている。

「生活文化論Ⅰ・Ⅱ」は、社会人として必要な基本的なマナーを理解し、正しいマナーを身につけて、状況に応じて使い分けができ、さらにマナーの根底にある相手を思いやる心を育む授業となっている。

以上のように、専門教育と教養教育を通し、社会における世代の異なる人々と相互の時代背景を配慮し、コミュニケーションを図ることができる人材を育て、専門教育と教養教育が職業教育の土台となっている。

本学が修業年限 2 年の栄養士養成施設であるため、本学卒業生が管理栄養士になるためには、本学で栄養士免許を取得し、卒業後 3 年以上の実務経験をし、年に 1 回実施される管理栄養士国家試験に合格する必要がある。そのため本学では卒業生向けに「管理栄養士対策講座」を年に 2 回実施している。

管理栄養士である教員が講師となり国家試験の頻出問題の解答方法をはじめ、仕事をしながら国家試験に合格する実体験に基づいた勉強方法の伝授や、管理栄養士国家試験に合格した本学卒業生の声を活かした講座となっている。また、参加者特典としてオリジナルの暗記グッズを提供している。講座の後にアンケートを実施し、何を学びたいか聞き取り、次の講座に取り入れている。

本学の特徴のひとつであるアットホームな雰囲気を活かし、講座後は試験問題についての質問の他、ノートの取り方、試験会場の雰囲気、願書の書き方等の細かな質問にも丁寧に対応しており、さらに仕事上の困りごとなどの相談にも応えている。また、仕事をしながら独学で試験勉強をすることは孤独になりやすく、本講座を通して参加者同士の交流の場ともなっている。

受験資格は実務経験が 3 年以上であるが、実務経験 1～2 年の卒業生も 3 年後に向けて意欲的に参加しており、毎年参加する卒業生もいる。また、卒業してから 10 年以上の者や、県外に移住して遠方から受講する卒業生もいる。講座以外でもメールや電話等でも相談に対応している。また、本講座受講者から「合格できました」との声も届いている。

なお、本講座について公式ホームページやInstagramに掲載周知している。そのため、在学生も認知しており興味を持つ学生も多い（備付-64）。

幼児教育学科は、保育士・幼稚園教諭を養成する専門課程としてそれぞれ都道府県知事の指定、文部科学省の認定を受けており、学科で行われる教育全体がすなわち職業教育ということになる。連携している信学会長野幼稚園で 1 年 5 月より「プレ実習」を行っている。「プレ実習」とは、保育現場での実体験を通して保育者の仕事や役割を知り、子どもたちとかわることで保育の楽しさを実感し、子ども理解を深める機会となるよう、保育実習・幼稚園実習の前に、定期的に行うものである。室内や園庭で、友だち同士や実習生のお兄さんお姉さんたちと一緒に自分がやりたい遊びを夢中になって遊びこみ、躍動する姿に、学生たちも元気をもらい笑顔の花が咲きました。「プレ実習」での体験を通して、保育者を目指す意欲と意識が高まっている。「保育原理」「教育原理」を職業への導入科目および初年次科目に位置付け、2 年間にわたる体系的な職業教育を実施している。

食物栄養学科、幼児教育学科とも、職業教育の効果を測定するために 学習成果の自己評価を利用している（備付-6）。加えて、卒業生・雇用主を対象に実施している職業教育の効果を測定するアンケートも実施している（備付-10）。さらに各学科会や教務委員会等での議論を経て、改善に資するようにしている。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果〕

＜根拠資料＞

- ・学則（提出-8）
- ・2024 授業概要（提出-2）
- ・2024 学生便覧（提出-1）
- ・2025 学生募集要項（提出-5）
- ・2025 短期大学案内（提出-7）

備付資料

- ・学生の学習成果の把握（備付-6）
- ・ループリック（備付-67）
- ・公式ホームページ「GPA 制度について」（備付-68）
<https://www.naganojc.ac.jp/about/info/>
- ・自己点検・評価報告書（備付-3）
- ・2024 年度卒業生アンケート調査（備付-11）
- ・短期大学生調査（備付-9）
- ・栄養士実力認定試験結果（備付-69）
- ・令和 6 年度進路決定者名簿（備付-14）
- ・卒業生の雇用主アンケート結果（備付-10）

〔区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。〕

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

＜食物栄養学科＞

ディプロマ・ポリシーに基づく学習成果は、7 項目を設けている（提出-1）。

- (1) 豊かな人間性を持ち、幅広い教養と社会人としてのマナーを修得している。
- (2) 食の専門家としての責任感と倫理観を持って、社会に貢献できる能力を修得している。
- (3) 多様な課題に対して主体的に考え、コミュニケーションを図りながら協働して活

動する態度を修得している。

- (4) 専門知識を身につけ、自ら考えて行動できる力を修得している。
- (5) 講義、実験、実習、演習など、多様な授業形態で理論、技能および実践を身につける。
- (6) 表現力、思考力、コミュニケーション能力などを実践的に学び地域で活躍できる能力を修得している。
- (7) 食物栄養学のスペシャリストとして主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる力を修得している。

<幼児教育学科>

ディプロマ・ポリシーに基づく学習成果は、8項目を設けている（提出-1）。

(1) 教養力

基本的教養を身につけ誠意と思いやりのある豊かな人間性をもち、保育及び幼児教育のケアスペシャリストとしての倫理観を備える。

(2) 保育の基礎

保育及び幼児教育に関する基本的知識と技術を幅広く取得する。

(3) 保育実践力

反省的・創造的に保育及び幼児教育活動に取り組むための基盤となる子どもの理解力、保育実践力を身につける。

(4) 子どもの成長と発達

子どもの成長と発達について理解し、子どもの視点に立ってその最善の利益を保証できるよう思考力と実践力を身につけている。

(5) 感性を高める想像力と発想力

子どもの感性を高める豊かな創造力と発想力を備える。

(6) 児童家庭福祉

社会福祉全般に関する知識を持ち子どもの最善の利益を軸とした分析力と判断力を身につける。

(7) 保護者支援

保護者支援に関わる原理・原則の理解および地域・関連機関との連携を可能とする実践力を身につける。

(8) 自己形成

自立した個人として、また保育及び幼児教育のケアスペシャリストとして主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求できる力を備えている。

上記に基づき、すべての開講科目において各授業科目のシラバスに学習成果につながる具体的な「達成目標」を明示するとともに、評価方法もシラバスに「成績評価方法と基準」として評価方法、評価基準、割合も詳細に明示しており具体性があるといえる。

教育課程は、2年間の在籍期間内に資格取得に必要な単位数を修得することで上記のディプロマ・ポリシーを達成できるように編成している。カリキュラムマップには学年ごと、段階的に授業科目が配置され、どのように関連しているかを示している。また、科目ナンバ

リングにおいて授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示している。卒業と資格取得に必要な単位数を2年間で取得できることをわかりやすく示しており、学習成果は一定期間内で獲得可能である。(提出-1)

本学では学習成績をはかる基準として GPA (Grade Point Average) 制度を導入している。
(提出-1)

成績評価と GP

点 数	成績評価	GP
90～100	秀 (S)	4
80～90 未満	優 (A)	3
70～80 未満	良 (B)	2
60～70 未満	可 (C)	1
60 未満	不可 (D)	0

GPA の算出方法として

- (1) 授業科目ごとの成績に応じて、5段階で評価する。
- (2) それぞれの段階に対して4から0までのGPを付与する。
- (3) GPA の算出式に代入して、GPA を求める。

GPA 算出式

GPA＝	$\frac{\text{秀の総単位数} \times 4 + \text{優の総単位数} \times 3 + \text{良の総単位数} \times 2 + \text{可の総単位数} \times 1 + \text{不可} \times 0}{\text{履修科目の総単位数}}$
------	---

また、食物栄養学科では、学期末ごとに、2年間で計4回「学修時間・学修行動の調査と学習成果の自己評価」を学生に対し実施している。Google Classroom の Google フォームを用いてディプロマ・ポリシーに基づく学修成果を自己評価可能な15個の設問（学修時間・学修行動について5問、学期終了時の学習成果の自己評価について10問）を設定している。

回答は選択形式で、一番あてはまるものを選択し答える形式となっており、結果は下記の項目で、学期終了時の学習成果の自己評価を個人ごとグラフ化し、学生自身が学習成果の達成状況を確認できるようにしている（備付-6）。

<食物栄養学科>

- ① 豊かな人間性
- ② 幅広い教養
- ③ 社会人としてのマナー
- ④ 食の専門家としての責任感
- ⑤ 食の専門家としての倫理観

- ⑥ 社会に貢献できる専門知識
- ⑦ 社会に貢献できる技能
- ⑧ 多様な課題に対して主体的に考える
- ⑨ コミュニケーションを図る力
- ⑩ 協働して活動する態度

＜幼児教育学科＞

- ①情報リテラシーや言葉による表現力
- ②幅広い教養
- ③自らを育て自立を図るために必要な能力
- ④教育の原理と基本概念や教育事象に関する知識
- ⑤教育現場で必要となる専門的な知識と技術
- ⑥各領域や保育等の指導内容や指導方法
- ⑦基盤となる専門領域に関する知識や方法と技能
- ⑧理論に基づいた総合的な実践方法と応用能力
- ⑨実践活動に主体的かつ創造的に取り組む態度

結果には過去のデータも記載されており、可視化することで学生自身がこれまでにおける学習成果の達成状況、これからの課題も明確になる。また、各授業科目はディプロマ・ポリシーに基づき「達成目標」を定めていることから単位を取得することで「達成目標」に達したこととなり、一定の学習成果が得られたといえる。

さらに、各授業科目の成績評価は5段階の「ルーブリック」を導入しており、成績評価からも学習成果を学生個人が把握可能である（備付-67）。

また、豊かな人間性やコミュニケーション能力等の評価には授業におけるグループワーク、プレゼンテーション、ディスカッションによる口頭発表や実技等を加味している。さらには、「短期大学士」の学位の取得、「栄養士」「フードスペシャリスト」「健康管理士一般指導員」「ベーシックきのかマイスター」「幼稚園教諭」「保育士」の各種資格を取得することでも学習成果は測定可能である。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。〕

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

各授業科目の学習成果は、各学科の学習成果に対応している。それぞれの授業科目は、学科の学習成果を構成する要素として位置づけられ、栄養士、幼稚園教諭・保育士等の資格取得に必要な知識やスキルの習得に繋がるように組み立ててある。カリキュラムマップは、授業科目がどのように学習目標に貢献するかを可視化して示してある（提出-2）。

教員は、学習成果およびシラバスに示した「成績評価方法と基準」に従って、評価及び単位認定を行っている。学習成果の獲得状況をより明確にするために、シラバスに平成30年度までは「評価方法」を記載していたが、令和元年度より「成績評価方法と基準」に改定し、

評価方法、評価基準それぞれの評価割合（％）を示した。それに基づいて学習成果の獲得を評価している（提出-2）。

教員は、担当する授業科目について、筆記試験、課題・レポート、受講態度、提出物等の各評価基準に従って、各学生の学習成果の獲得状況を把握している。また、成績会議で全体の成績評価の状況について点検し、学習成果の獲得状況を把握するとともに、自身の評価の適切性を検証している。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

学習成果の獲得状況については、「秀・優・良・可・不可」の5段階で評価した成績評価をもとにGPAを算出し、試験後、学生に通知している。

この数値は、本学独自の奨学金制度である「しらうめ特待生」候補を選出する際の基準として活用しており、学生の学習意欲向上や自己の学習成果の把握につなげている。一方、GPAが低い学生には、教科担当やクラス担任が個別指導や適切な履修計画の支援を行っている。また、編入学時の成績証明、奨学金の2年次以降継続手続き、各協会の表彰（栄養士養成施設協会協会長表彰・フードスペシャリスト協会 協会長表彰）の選出等にも活用している。GPA制度については学生便覧、公式ホームページ（ホーム＞情報公開＞学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準）に記載されている。GPA分布は公式ホームページ（ホーム＞情報公開＞成績の分布）に公表している。

GPAの分布状況（令和6年度）

GPA	1 学年（学生 32 名）	2 学年（50 名）
3.0 以上 4.0 未満	7	8
2.0 以上 3.0 未満	18	31
1.0 以上 2.0 未満	7	11
1.0 未満	0	0

下位 1/4 に該当する人数	GPA 2.33 以下	GPA 2.11 以下
	7	11

学位取得率、単位取得数、免許・資格の取得率は、各学期末には教授の会にて確認し、学生の学習成果の獲得状況を検証している。また、免許・資格取得の合格率は、年度初めの受講登録の際に学生にも公表し、資格取得への意欲を高めるようにしている。なお、これらの数値は公式ホームページ（ホーム＞情報公開＞GPA制度について）（備付-68）に、また、自己点検評価報告書において公表している（備付-3）。成績評価の取り組みとして、ルーブリックによる成績評価の平準化を行っている。各期の成績会議において、GPA分布、単位取得

率等を学習成果測定資料として活用し、検討している。

学位・単位取得状況（令和6年度）

在籍数（名）	卒業者数（名）	学位取得率（％）	単位取得率（％）
53	53	100	89.4

栄養士免許取得状況（令和6年度）

卒業者数（名）	取得者数（名）	取得率（％）
53	47	88.6

栄養士実力認定試験は全国栄養士養成施設協会が主催する認定試験であり、卒業年度の12月に受験をし、学生が自分自身の知識・実力を知るための評価の一つとなっている。さらに栄養士としての能力を証明する方法の1つになっている。試験は得点率によりA～Cの3段階で評価され、Aは栄養士としての知識・技術に優れていると認められた者、Bは栄養士として必要な知識・技術のあと一步の向上を期待する者、Cは栄養士としての知識・技術が不十分で、さらに研磨を必要とする者となっている。

令和6年度2年生の結果は、受験者47名のうちA23名、B24名、C1名となっている。成績優秀者と優良者には賞状と副賞が贈呈されるが、本学の学生も1名が成績優良者となった。全国的にみても全国平均点が54.99点、短期大学平均点50.65点、本学平均点51.44点となっている。（備付-69）

資格の取得状況（令和6年度）

免許・資格の名称	受験者数（名）	取得者数（名）	取得率（％）
フードスペシャリスト	28	28	100.0
健康管理士一般指導員	29	29	100.0
ベーシックきのこマイスター	40	40	100.0

学生調査や学生による自己評価としては、「学習成果の自己評価」の調査と短期大学基準協会が実施している「短期大学生調査」を行っている。

学期ごとに行っている学習成果の自己評価は、「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）と連動した10項目（①豊かな人間性、②幅広い教養、③社会人としてのマナー、④食の専門家としての責任感、⑤食の専門家としての倫理観、⑥社会に貢献できる専門知識、⑦社会に貢献できる技能、⑧多様な課題に対して主体的に考える、⑨コミュニケーションを図る力、⑩協働して活動する態度）について自己評価させ、可視化している（備付-6）。これにより、学期ごとに平均点が上がる傾向があり、学習成果の修得状況の向上が見られた。自己評価の結果については、公式ホームページ（ホーム＞情報公開＞学修時間・学修行動調査）に、また自己点検評価報告書において公表している。

また、短期大学基準協会の実施している「短期大学生調査」を用い、調査結果を教職員で共有し、自己点検・評価の資料として活用している（備付-9）。

大学編入率・在籍率・卒業率・就職率（令和6年度卒業生）

大学編入率（％）	在籍率（％）	卒業率（％）	就職率（％）
1.8	96.3	96.3	88.6

卒業生への調査は、令和4年度から前々年度の卒業生を対象に実施している。令和6年度実施の調査では、22名から回答（回収率は52%）があり、「大学で学んだことが現在も役立っているか」の問いには全員から役立っているとの回答が得られた。その具体的な内容としては、「保育園で幼児向けの給食調理をしており学校で学んだ知識や技術が必須となっている」、「大量調理に少しでも対応できるようになってきている」、「離乳食やアレルギーの勉強が身内の子供の離乳食の時役に立った」、「学んだ専門知識が現場で活かしている」、「問題が発生した時に学校で習った基本を思い出せば解決策が見つかる」、などの回答が寄せられている（備付-11）。卒業生から聴取した内容や得た情報・過去の実績・功績などは、進路指導課を中心として、学科や学内で共有し、学生には学科内での授業、新年度オリエンテーション、1年次に行われる「就職ガイダンス」等で公表し、在学生の学習意欲の向上に繋げている。

卒業生の就職先を対象とする調査では、本学の場合、資格を活かした専門職（栄養士）としての就職先が主であり、（備付-14）栄養士として卒業生を採用した企業からは、次年度以降も本学の学生を採用したいとの求人依頼がある。その際には、本学の食物栄養学科の卒業生は、現場での対応力があり、衛生管理に対する意識が高いとの評価もいただいている。また、企業の採用担当者とは、企業説明会や入社試験、内定決定時点など、それぞれの場面において連携をとり、卒業生の評価の聴取を行っている。令和5年度には、就職先に対してディプロマ・ポリシーの達成度を評価し、教育の成果を検証し、それにより在学中に身につけさせる学力や技能について具体的な課題を見出し、今後の教育の向上に資することを目的に、聴き取り調査を実施し、38の施設から回答を得た（備付-10）。回答の内容としては、「管理栄養士を取得し、現場経験がある指導者として活躍していて、頼りにしている」「調理が好きで、対象者への気配りのできる栄養士として活躍している」「疲れを癒す環境づくり、健康的な食べ方の提案の要望にも応えている」「エネルギー、脂質、塩分の表示や、健康と栄養に関する豆知識の掲示など、生活習慣病予防に繋がる重要な役割も担ってもらっている」など、卒業生に対して好意的な意見を多くいただいている。一方で、「栄養の知識、衛生管理、調理技術を修得して卒業させてほしい」「栄養を指導する管理栄養士は少なくても良いが、献立作成、発注、調理、衛生管理、食札管理をする栄養士は多く必要である」「栄養士を多く採用したいので、就職説明会を早めた」「短大卒を採用したい。長く働いてほしいからである」「結婚、妊娠、出産、介護等で産休、育休、退職の欠員が出る。その補充の需要も多い」「栄養士は、栄養、病態、健康、衛生、料理など、知識の幅が広いので、老人福祉施設での需要が増えている」「料理教室の講師ができる人が欲しい」などの要望もあった。

これらの意見は学内で共有し、卒業生の学習成果についてほぼ満足できる状況であることを確認しつつ、今後の在り方についても点検する材料としている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

学習成果の獲得状況を可視化することで、学生の学習状況を把握し、教育改善につなげる取り組みをしている。卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、卒業までに身につけるべき知識やスキル、態度などを明示しており、学習成果の目標設定の基準としている（提出-1）。ルーブリックを示し、学習成果を評価するための基準を具体的に示し、学生は自身の学習状況を客観的に把握できるようにしている（提出-1）。学習成果の評価結果として定期試験やレポート、発表会などで、学生の理解度や習熟度を把握している。学生の授業後のリアクションペーパーを利用し、学生の学習状況や満足度を教育改善の参考としている。学生による授業評価アンケートを実施し、授業内容や方法に関する学生の意見を収集し、授業改善に役立てている。学生には獲得した学習成果を客観的に把握し、学習意欲を高めることができるよう説明し、公表している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

提出資料

- ・ 2023 学生便覧（提出-1）
- ・ 2024 学生募集要項（合否発表及び入学手続き・授業料等）（提出-5）
- ・ 2024 短期大学案内（アドミッション・ポリシー），（学生支援）（提出-7）

提出資料-規程集

- ・ 2 事務分掌規程
- ・ 47 特待生規程

備付資料

- ・ 公式ホームページ「情報公開」（備付-65）
- ・ 公式ホームページ「学費について」（備付-66）

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応して、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、社会人選抜を公平かつ正確に実施している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は以下のとおりである。

<食物栄養学科>

本学の教育理念、教育目的、教育目標に共感する以下のような学生を求める。

- (1) 高等学校卒業程度の基礎学力を有し、自分の考えを言葉・文章として表現できる人。
- (2) 食えること、食事を作ること、食に関することに関心がある人。
- (3) 他者と良好な関係を築くことができ、基本的な生活力を持っている人。
- (4) 意欲的にコミュニケーションをとり、協働できる人。
- (5) 食生活と健康に関する専門性を、職場、家庭、地域社会の中で役立てたいと思っている人。
- (6) 栄養士資格取得を目標に勉学する意志がある人。

<幼児教育学科>

本学の教育理念、教育目的、教育目標に共感する以下のような学生を求める。

- (1) 幼児教育や保育に対する強い興味や関心と学科教育に対する学習意欲を有している人。【意欲・関心】
- (2) 幼児教育を学ぶために高等学校までの主要科目について、基礎的な知識と学力を有している人。【知識・技能】
- (3) 多様な価値観を正しく認識することで、自分の考えを適切に表現し、他者に対しての

確に伝えられるコミュニケーション能力を備えた人。【表現・判断】

これは、公式ホームページの情報公開ページ、(備付-65) および学生募集要項、(提出-5)、2025 短期大学案内 (CAMPUS GUIDE BOOK)、(提出-7) 2024 学生便覧 (提出-1) に掲載し、明確に示している。

高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、社会人選抜を、それぞれの選考基準を明確に示して実施している (提出-5)。すべての選抜で面接を行い、面接内容は、「食」(または「幼児教育」)に関する興味があるか、他者とコミュニケーションをとり、協働して学ぶことができるか、資格取得を目標に勉学する意志があるか等、入学者の受入れに関する方針に対応しているかを判断している。面接試験には文章朗読を含み、基礎学力の確認にも役立てている。社会人選抜以外では入学志願書、調査書、推薦書等の書類審査を行い、高等学校の基礎学力を有しているか等を評価している。すべての選抜で小論文を課し、自分の考えを言葉・文章として表現できているか等を評価し、入学者受入れ方針に基づいて適性を判断している。これらの面接試験、書類審査、小論文を基に、学力の3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働して学ぶ態度」を多面的・総合的に評価し判定会議において協議の結果、学長が可否を最終決定している。

入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施しており、入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である (提出-5)。

アドミッション・オフィスとして、入学希望者を選抜するための組織や体制を整えている部署として、入試広報課がある。選抜方法、評価基準などを整備し、書類審査や面接などを通して、学生の個性や能力を総合的に評価するために設置する部署である。総合型選抜では、提出書類 (志望理由書など)、面接、文章朗読など、様々な方法で学生を評価している。評価基準は、アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針) に基づき、学力だけでなく、学習意欲、個性、適性、将来性などが含まれている。

〔区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。〕

＜区分 基準Ⅱ-C-2 の現状＞

学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示しており、選抜区分ごとの募集人員を、学生募集要項 (提出-5) 及び公式ホームページに明確に示している。

授業料およびその他入学に必要な経費については、入学金、施設設備費、授業料、実験実習費等を 2025 短期大学案内 (CAMPUS GUIDE BOOK) (提出-7) 及び学生募集要項 (提出-5) に記載のほか、公式ホームページへ詳細を記載している。合わせて入学金減免及び免除、特待生制度や奨学金制度についての記載もしている (備付-66)。

受験の問い合わせなどに対しては入試広報課が中心となり、学生募集、入学者選抜の企画及び事務等を担当し、学校訪問、高大連絡会、進学相談会、オープンキャンパス等の企画をしている。志願者、保護者、高校の先生などからの問い合わせは、資格取得、授業内容、時間割、進路 (就職・進学) に関する事、サークル活動、通学、下宿生活、学納金、奨学金、安全対策に関する事など学生生活全般に及ぶ。これらの相談・質問に対して、電話や

メールにより対応するが、志願者、家族、高校の担当の先生が直接来学するケースもあり、それらすべて個別に対応している。

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題＞

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項＞

〔テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援〕

＜根拠資料＞

提出資料

- ・学則（提出-8）
- ・2023 授業概要（提出-2）
- ・2023 学生便覧（提出-1）
- ・2024 学生募集要項（提出-5）
- ・2024 短期大学案内（提出-7）

備付資料

- ・入学手続き者送付書類（備付-72）
- ・公式ホームページ「アパート紹介」（備付-77）
<https://www.naganojc.ac.jp/support/apartment/>
- ・障がい学生等支援関係書類（備付-78）
- ・子どもカフェボランティア表彰状等（備付-79）
- ・2023 就職ガイダンス計画表（備付-80）
- ・栄養改善学会関係資料（備付-81）
- ・糖尿病公開講座関係資料（備付-75）
- ・金融リテラシー講座資料（備付-82）

〔区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-D-1 の現状＞

入学手続き者には、3 月初旬に、入学前後に必要な事柄をまとめた書類を送付している。令和 6 年度入学生に送付した書類は以下のとおりである（備付-72）。

- ① オリエンテーションⅠ・Ⅱについて
- ② 健康観察シート
- ③ 入学式について
- ④ 事務連絡、年度当初の日程
- ⑤ 麻疹・風疹の予防接種について

- ⑥ 学生保険パンフレット
- ⑦ 通学証明書申込書
- ⑧ 学生食堂のご案内
- ⑨ 学生証の顔写真撮影について
- ⑩ 日本学生支援機構奨学金「奨学金採用候補者」手続き説明会

学生が来学して行うオリエンテーションは、入学前に2回に分けて行っており、まず、オリエンテーションⅠでは、授業や本学からの連絡など学生生活の多くの場面で活用することになるGoogle Workspace利用の講習会を行っている。また、日本学生支援機構の奨学生採用候補者には、その手続きの説明会も実施している。

オリエンテーションⅡでは、学生便覧や授業概要を活用して、学習の動機付けとなるよう建学の精神や学則、教育課程、受講登録、資格取得などについての基本的な部分のガイダンスのほか、学生生活の心得や図書館の利用の仕方についての説明などを行っている。特に、履修に関して、選択科目については、授業概要を用いて科目ごとにシラバスに書かれている授業内容を紹介し、学生の学習意欲や関心に沿った科目選択ができるように配慮している。また、栄養士・フードスペシャリスト・健康管理士一般指導員・ベーシックきこマイスターの資格取得に必要な科目や取得方法を説明することで、学生がスムーズに履修登録できるように指導している（備付-73）。

なお、履修登録の指導については、その後も、クラス担任や学科の教員らが、より専門的な立場からそれぞれの資格や就職等についての具体的な説明を行い、各自の目標に合致する履修となるようにアドバイスし、個別の相談にも対応している。

学習支援のための印刷物として、学生便覧（提出-1）および授業の内容を記した授業概要（提出-2）を毎年発行・配布しているが、一部を見直し、利便性向上と省資源対策のため令和6年度よりペーパーレス化し、公式ホームページに掲載することとした。

基礎学力が不足する学生に対し、適宜補習や必要に応じ少人数での指導を行っている。

「食品学総論」では、化学反応の過程を苦手とする学生も少なくないため、希望者には補習授業により化学の基礎学習を行っている。「給食管理実習Ⅱ」は欠席した場合、学力が不足しないよう補習授業をしている。「総合演習」では、校外実習レポート作成のために漢字テスト、計算問題を全員に実施しているが、特に学力不足の学生に対しては学科教員が個別に指導をしている（備付-74）。「栄養指導論実習」、「調理学実習」、「給食管理実習」では栄養計算、塩分計算、採算管理（食材料費の1日単価、1食単価などの計算）などをするために必要な計算力が基礎学力として不足している学生に、個別に繰り返し指導をしている。

本学ではクラス担任制を取り入れており、個別面談を実施している。面談内容は生活、進路、学習に関する事項等、総合的に相談や助言をきめ細やかに行う。

通信による教育は行っていないが、感染症流行などの非常時にオンラインでの授業ができるよう、Google meetを使用する環境は整えている。

進度の速い学生や優秀学生に対して、各授業担当者が、次のステップのより難解な内容や課題等の量的配慮、支援を行っている。「栄養指導論Ⅰ」では、希望する学生が、長野市民病院の医師、管理栄養士の先生が講師となる、糖尿病公開講座に参加した。参加した学生からは、次のような感想が上がった。「栄養士として、理解しておくべき糖尿病の最新情報等について、卒業後の業務に活用できるような内容が大変勉強になった。」「長生きする時代、

QOL の向上に必要な体力を保つという大切な視点からお話いただき参考になった。」この講座を受講したことにより、より高い技術の修得に向けた学習支援となった(備付-75)。「公衆栄養学」では、「口腔ケアと全身疾患の関連性」「令和4年度県民健康・栄養調査結果(速報)」について「様々な災害時の対応に備えて～備蓄品の紹介～常食から高齢者用食品まで」の研修会に、希望学生が参加した。他職種の歯科の先生の講演、長野県民の食の最新情報、栄養士として災害時に考えるべきこと等の内容で、卒業後栄養士としてより多くの意識を持たせる機会になった(備付-76)。

留学生の受け入れについては、学則第34条に規定があり、さらに「留学生に関する規程」で、国際理解と国際親善、及び国際交流の推進によって、進展する社会の国際化に寄与することを目的として、希望があれば、試験と所定の手続きを経て、受け入れるものと定めている(提出-規程集50)が、令和5年度は受け入れている留学生はいない。

また留学生の派遣については、2024 学生便覧(提出-1)のⅢ学生生活 5 海外研修で、外国の教育機関で短期留学(2週間以上1年以内)またはホームステイにより、外国語研修等の海外研修を個人的に希望する学生に対しては、安全かつ効果的に当初の目的が達成できるよう相談、助言等の援助を行うことと明示している。こちらも令和6年度は留学の希望者はいなかった。

GPA 制度を活用し、GPA が低い学生には個別指導・支援を行うことを明示しており、担任中心に支援が行われている。また、1年次に必修科目で不認定者が出た場合には、2年次の時間割について点検・検討し、不認定となった科目を2年次に履修できるよう配慮している。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-2 の現状>

学生の生活支援のための組織として、教務学生課を設置している。「事務分掌規程」では、教務学生課は、学生生活の相談・支援に関すること、学生の生活指導に関すること、学生の保健・衛生に関すること、学生会の育成・指導に関すること、奨学金他に関すること、障害学生・留学生支援に関すること、ボランティア活動の斡旋・指導に関することをを行うものとなっており業務は分掌化され、それぞれの担当が対応している(提出-規程集2)。

学生の自治組織である学生会は学問を研鑽し、情操を陶冶し、会員の諸活動をととして学生生活の充実と向上につとめることを目的としている。

学生会は会長、副会長、会計、書記、評議員会、会計監査委員会、選挙管理委員会、専門委員会構成されている。専門委員会には次の常設委員会をおき、それぞれ定められた業務が円滑に行えるよう各担当教員が支援している。

- ・厚生・矯風・美化委員会 学内の保健衛生、整備、美化に尽くし、学風の確立、向上をはかる。
- ・図書委員会 大学図書館に協力し、その運営、管理等にあたる。
- ・教養委員会 教養的行事に協力し、教養クラブ活動の総括的業務を行う。
- ・体育委員会 体育行事に協力し、運動クラブ活動の総括的業務を行う。

- ・報道委員会 学内行事での放送機器操作、大学新聞発行に協力し、広報活動に尽くす。
- ・大学祭実行委員会 大学祭の企画・運営・管理の総括的業務にあたる。

それぞれの委員会には委員長をおき、委員会の中心的役割を担い、学生会の業務にあたる。

これらの委員会は、学生によって組織運営され、学生が主体的に参画して学生会活動や学生会行事等が行われるよう、常に顧問教職員が相談、指導、助言できる支援体制が整備されている。

学生全員が何らかの専門委員会に属し、学生会を盛り上げられるよう支援している。(提出-1)

活動の例として、新入生歓迎会、学生会主催の学生総会、学内体育祭、大学祭(しらうめ祭)、学生会長選挙、予餞会などが行われている。また、年2回長野短期大学新聞を発行し、報道委員会の学生が中心となり毎回テーマを決め、担当教員の助言を得ながら一緒に構成し、担当教員が助言を行い、教員と学生間の情報発信として活用している。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大予防も考慮しながら、できる限りコロナ禍以前の行事に近づけるよう、参集人数や場所、時間を配慮した。また、各教室も活用しながら、学生会行事を行うことで、学生相互の親睦が図れるよう支援した。

学内体育祭はコロナ禍で中止されてきたが、令和5年度は体育祭と本学の文化祭であるしらうめ祭を一体化し、しらうめフェスティバルと命名し開催した。体育委員会と本部役員が協力し、コロナ禍であっても行事を行えるよう、内容についても教員と相談を行いながら計画し、学年ごとと変則的ではあったが開催できた。令和6年度の体育祭は、さらに学年を超え交流できるよう、また密にならないことにも配慮をして計画し、開催された。基本的には希望者ではなく、全員参加で行う行事であるが、クラスや学年を超えて交流できたことより、学生からは非常に好印象の感想が上がった。また、大学祭については、コロナ禍以前のように開催する案も出たが、学生会による学生たちへのアンケートの結果と大学祭計画時の地域のコロナ感染状況等を考え、学内のみ(非公開)で開催した。学生会としての大きな行事を開催するにあたって担当教員が、相談、指導、助言を行った。

サークル、同好会は学生会の組織の中にあり、サークルは、大学が公認している活動団体で、各種大会などに参加資格を持ち、体育系と文化系に分かれている。同好会はサークルに準ずる非公認団体で、基本的には有志の集まりで構成され、運営や管理などは全てメンバーに任されている。コロナ禍でサークル・同好会は活動を休止していたが、今年度は学生会総会終了後に再開することを周知し、体育系ではバドミントン、バレーボール、バスケットボール、文化系では調理、食育、美術サークルが活動を再開した。活動再開にあたり担当教員が相談、助言を行い、顧問は常勤の教職員が担当している

学生食堂では、栄養バランスの良い安くて美味しい昼食を提供している。栄養のバランスが良いこと、野菜・食塩・脂質の量が基準を満たしていること、旬のメニューを提供していることなどが認められ、長野県健康福祉部健康増進課が認定する「信州食育発信 3つの星レストラン」に登録されている。コロナ禍においては、座席数を減らし、机上へのパーティションの設置、消毒等を行い、感染対策を徹底して営業し、感染レベルが高い期間は営業を休止していたが、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に引き下げられてからは、通常通りの営業を再開した。今年度は、より多くの学生に利用してもらえるよう新メニュー

を増やした。また、今年度は例年になく猛暑であったため、夏メニューの期間を延ばし、夏メニューにも新メニューを増やした。年度末には学生食堂に関するアンケートを実施した。アンケートにより、学生達が好むメニューを把握し、また普段学食を利用しない学生たちに利用しない理由や意見を聞いた。学食の各テーブルには、食に関するパンフレットを置いて、栄養を摂取する時の参考になるようにした。今年度は春以降、食用油や小麦粉などの加工品から、牛肉や野菜といった生鮮食品まで食材の価格が高騰したが、昨年度からの価格のまま値上げせずに据え置いた。(1品 300~330円)

食堂内と学生ホールにはそれぞれ飲料の自動販売機を設置している。また、月に一度、外部団体に依頼し菓子類等の販売を行っている。

学生ホールにはソファやTVがあり、学生にとって落ち着ける憩いの場所になっている。学友との歓談、TV鑑賞、掲示・展示物の閲覧など情報収集活動の場として開放された学生のための福利厚生施設である。令和5年度の大規模改修の際に幼児教育学科新設に合わせ、4階に学生ラウンジを整備し、学生が憩いの場所の増設を図った。また、学内の庭園や中庭にもベンチや椅子があり校外にも寛げる場所を用意している。

また学生には一人ずつ更衣室にロッカーと玄関には傘立てが用意されている。

本学に学生寮の設置はないが、合格者へ入学手続書類等を大学から郵送する際、信頼のおける地元の業者のアパート紹介チラシを同封している。業者の事務所は大学に近く、長年、大学周辺のアパート等を多く扱っている実績がある。また、オープンキャンパス時に情報提供・チラシ配布を行っているほか、公式ホームページ内の学生支援ページに業者のホームページリンクを載せている(備付-77)。

また1人暮らしの学生に対しては、安全かつ健康に留意して学生生活が送れるよう、クラス担任が日常的に声掛けをして生活状況を確認している。

長野市の中心部に位置する本学は長野駅からのアクセスも抜群である。公共交通機関(長野電鉄線 本郷駅下車 徒歩7分)を利用する学生が大多数である。また、自転車で通学する学生のために十分な広さがある駐輪場を設置している。

登下校における自家用自動車・バイク(原付を含む)の使用は原則禁止している。但し、自宅から最寄りの駅までの間に適当な公共交通機関がない場合や、やむを得ず自家用自動車等を使用せざるを得ない場合は、本学駐車場の利用を認めている。(提出-1)

奨学金および、貸与・給付・減免の制度については以下の通りである。

1. 本学独自の減免制度

本学独自の減免制度のうち、入学金減免制度は3種類ある。

- ① 本学の同窓生(卒業生)が再入学する時は、入学金の全額を減免する。
- ② 本学の同窓生(卒業生)の子女が入学する時は、入学金の半額を減免する。
- ③ 在学生および卒業生の姉妹が入学する時は、入学金の半額を減免する。

各制度は入学手続時に申請し、対象者を全員採用する。

授業料減免制度は、「特待生推薦制度」と「しらうめ特待生」の2種類ある。

- ① 「特待生推薦制度」は学校推薦型選抜の合格者から選考する。高等学校もしくは中等教育学校を当該年度卒業見込みの者で、学業成績・人物とも優良で向学心に富み、高等学校長もしくは中等教育学校長から特に推薦された者、かつ、本学を第一志望とし、合格した場合必ず入学する学生であることを条件とする。

- ②「しらうめ特待生制度」は本学に在学する学生の勉学意欲の向上と、有意義な学生生活を送るための経済的な支援を行うことを目的として設けている。

本制度は、1 学年次において、学業成績が優秀であり、かつ、学生生活等において他の学生の模範となり自立心と向上心が旺盛な学生を対象とする。奨学金として 2 学年次の授業料の減額を行う。次の要件を満たす学生を「しらうめ特待生」として選考する。その選考は下記の「しらうめ特待生規程」に則って行われる。(提出-規程集 47)

第 11 条 しらうめ特待生の選考は、1 学年次の学業成績が確定した時点で、同条 2 項の適用要件に基づき、教授会において審議し、学長が決定する。

2 しらうめ特待生の選考は、以下の条件を満たす者を対象として選考を行う。

- (1) 1 学年次の学業成績が優秀と認められた者
- (2) 日常的な学業、学生会やボランティア活動等への取り組みが積極的であると認められた者
- (3) 挨拶等の礼儀について他の学生の模範となっている者
- (4) 2 学年次も本学に在籍し、優秀な学生として期待ができる者
- (5) 授業料納付対象者であること
- (6) 1 学年次において、本学の教養教育科目 11 単位以上を取得した者

返還を要しない給付型の奨学金とし、授業料を年額から 14 万円(前期納入分 7 万円、後期納入分 7 万円)減額する。ただし、2 学年次前期において適用要件から外れたときは、授業料後期納入分の減額の対象とならない場合もある。本制度では、学生による特別の奨学金受給申請等の必要はない。1 学年次の学業成績が確定した時点で、適用要件に基づき大学が特待生となる学生を選考する。特待生は原則 4 名以下とする。

2. 外部奨学金・貸与制度・給付制度(提出-1)

貸与型奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学金、一種(無利息)・二種(有利息)を取り扱っている。

その他の授業料等の給付制度としては、公共職業訓練「栄養士養成科 2 年制コース」(長野県長野技術専門校)を受け入れている。

学生の健康管理については、学生保健衛生担当者を中心に行っている。担当者の中で看護職の資格を持つ教員が主となり、クラス担任を含むチームで支援を行っている。4 月に定期健康診断を実施し、感染症対策として、密を避けるため時間差で測定や受診できるようにするなど工夫し、胸部レントゲン検査、身体計測、視力測定、内科健診を実施した。新型コロナウイルス感染症等により受診できなかった学生は、学校医が所属する医療機関と連絡をとり、また、かかりつけ医を希望する学生には確実に受診できるよう受診料を学校側が負担するなど配慮した。

1 年生は、入学時に健康調査票の記入を依頼し、予防接種歴や既往歴、現病歴等を確認し、学校生活に不安がないか、配慮が必要なことはないかなど本人と面談を行った。2 年生は、1 年生からの変更点や主訴について記入し学生保健衛生担当者が確認した。その健康管理票に今年度から「以前尿検査で異常があったと言われることがある」の項目を追加した。その項目に 2 名が該当となり、学内で 12 月に尿検査(尿たんぱく、尿糖、尿潜血)を実施した。

結果通知は面談にて手渡した。健康調査票では、生活習慣についても触れているが、栄養士という資格取得のための講義の中でも多様な視点から学ぶため、現状では各授業の生活習慣に関する内容に委ねている。

保健室では、急病の対応や日常の怪我等への応急手当や救急搬送による本人、家族支援を行った。

日々の健康管理の一環として、各階トイレ・洗面所に、常置液体石鹸と手洗い方法を明記したカードの掲示は継続し日常的に感染拡大防止に努めている。コロナ禍においては、学内の感染症対策は、全学生向けに年度当初のオリエンテーションにおいて、本学が行っている新型コロナウイルス感染症等への基本的感染対策（手洗いや換気・消毒の徹底、席の距離の確保、ペーパータオルや不織布マスクの活用など）について周知し、各人が取り組む内容として日々の健康観察や集団生活への配慮についてなど感染対策を確認した。令和5年度は入学式までの2日間、登校時の健康観察シート（体温測定値や症状の有無等）への記入をお願いした。また、1年生には年度当初、予期せぬ長期休業に対応できるようアプリ「健康日記」の活用を促し、送信確認を行った。新型コロナウイルス感染症が5類に変更になることを見越し、平時の送信は行わず、年度当初の運用とした。

また、クラス連絡や掲示板を活用し、体調不良時の早期発見・早期対応に努めた。感染症に対する心配や不安に対しても学生保健衛生担当並びに事務室の職員を窓口として随時相談できるような体制づくりに努めた。手指消毒や教室の換気については教職員と学生が共に取り組み、長野市周辺等で感染が拡大している時期には、学生食堂をはじめ教室内での飲食では、黙食などの注意喚起や机の消毒などの対応を行った。学内のアクリル板を最小限にしたが、今年度は引き続き使用した。令和5年4月28日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課、事務連絡「令和5年5月8日以降の大学等における新型コロナウイルス感染症対策について」、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」を参考に、平時には教育研究活動に支障がでないよう考慮した。学校行事ごとにおいても、その時点での感染拡大状況等に鑑み、学生の実習授業に差し支えないよう密集・密接を避ける活動内容や会場の換気の徹底、短時間での実施など工夫して取り組んだ。

メンタルヘルスやカウンセリングの専門職等の体制は、主にクラス担任の教員が中心となり学校保健衛生担当を含む全教職員が、必要に応じて面談を行っている。その後学内の教職員との連携や医療機関との連携を図り、受診を勧めるなどの対応を行った。また、日頃から担任の教員が一人ひとりの学生に寄り添い、声かけを行っている。本法人理事長は精神科医師であるため、学生のメンタル面についての相談には、理事長も積極的に加わっており、学生の状況によっては、理事長自ら学生とのカウンセリングを行っている。これは、教職員が医療に関する貴重な情報を得られる機会にもなっている。

本学では、学生の学業（受講計画、資格取得等）、進路サポート、生活、健康、メンタルヘルス等に関しての相談、助言を行う場所として学生相談室を設けており、クラス担任、学科の教員、進路指導担当者が学生生活を支援している。（提出-1）また、本学では、学生と教職員の距離感が近く、日頃からコミュニケーションが積極的に図られていることから、日常的に学生からの意見や要望の吸い上げができています。

留学生については、「留学生に関する規程」があり、第12条では「国際親善、学問研究

の奨励等のため、留学生の学費等について優遇措置を講ずることができる」と定め、国際交流の観点から経済的な支援を行うこととしている。（提出-規程集 50）また、在籍時においては、留学生の自立を促す支援をし、さらに意見や要望を聞き取ったうえでの支援も行っていく。教職員から積極的に声がけをするなど、孤立した状況にならないようにし日常的な配慮を行う。

社会人学生が学内における世代格差を感じることなく学業に励むことができる支援体制を整えるために、相談窓口を各方面で設けている。具体的には、進路においては進路指導室、学業においては教務支援課、学生生活全般においては学生支援室等といった場所を設けることで社会人の学びの場を支援するとともに、リカレント教育の質の向上に向けて教職員全体が関わる体制づくりに努めている。

障がい者学生の受入れのための施設として、多目的トイレ、持ち運び式スロープ、車椅子等が整備されている。今年度末には、新学科開設にあわせてエレベーターを新設した。また必要に応じて高大連絡懇談会や入試担当者の高校訪問時に、高校の進路担当者と本学の担当で当該学生の指導、援助について、情報交換を行っている。

今年度「障がい学生支援規定」を作成し、周知している。（提出-規程集 51）また、学内の支援の流れを明示し、学生には4月のオリエンテーション時に説明した（備付-78）。その支援について学内の関係する教職員に理解を求め、当該学生への支援を行った。継続的に面談を実施し、支援の状況について確認を行っている。

障がい学生支援に向けて、学内（FD/SD 委員会開催）や学外（独立行政法人 日本学生支援機構主催）の研修会を全教職員に周知した。また、障がい学生・留学生支援担当者会議を開催し、学内の障害者差別解消法における合理的配慮の提供等について検討している。理事長（精神科医師）も含めた、障がい学生支援について検討可能な支援体制が構築されつつある。

現在、本学において長期履修生の受入れは行っていない。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対しては、先に述べたしらうめ特待生の選考において積極的に評価している。（提出-規程集 47）

子どもカフェボランティアは、公益社団法人長野県私学教育協会理事長から表彰も受けており、本学としても積極的に評価している（備付-79）。

〔区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-D-3 の現状＞

本学の就職支援は、教務部のなかに進路指導課を設け、各学年のクラス担任、副担任、食物栄養学科の教員と科目等の成績評価、単位取得状況、資格取得状況等の情報を交換し連携をとりながら、進路指導室を中心に就職指導を実施している。

進路指導室は学生が時間に関係なく自由に訪問相談ができ、企業情報・求人票・企業説明会・企業試験等の資料も閲覧できる場所である。資料は専門職である栄養士と一般企業に分類され、さらに県内と県外に分類しファイリングし閲覧できるようにしている。また授業日だけでなく学生の長期休業中にもパソコン室等を開放し、学生がオンライン説明会や試

験に参加できるよう支援を行っている。

1年次の後期には「就職ガイダンス」を設け、就職ガイド「SUCCESS(サクセス)」を活用した指導を行っている。自分自身を知るための自己分析(性格診断)、求人票の見方、自己PR文の作成、エントリーシートの作成、履歴書(志望動機含む)の記入方法と添削・応募までの手順を指導している(備付-80)。また、ハローワークの学生就職支援室と連携し、支援室から外部講師を招いて就職に関する指導を実施している。

また就職に向けた支援の一つとして、「長野県栄養改善学会」に参加した。(公社)日本栄養士会代表理事会長中村丁次先生学術講演会により栄養士の原点を知り、学生が卒業後栄養士として働く事の大切さを考える機会を提供した(備付-81)。

本学学生の就職先は栄養士職をはじめ食に関する就職先が多いため、フードスペシャリスト、健康管理士一般指導員、ベーシックきこマイスターの資格取得を促し、取得ができるよう支援している。具体的には、それぞれの授業内で過去問題を利用しての練習・解説、同等の問題で練習をする等である。過去問題集がある資格に関しては、年度始めに各資格に関わる授業を担当する教員に最新の過去問題等を配布し、どんな内容が資格試験に出やすいのか把握できるよう、その内容も含めた授業になるように授業を組み立てている。

令和6年度卒業生の就職希望者数に対する就職内定率は、100%である。なかでも栄養士を目指す養成校として栄養士職に就く学生の割合も90%を超え、県内への就職率が高いことから本学での学習成果が地元扎根し地域の人材育成に貢献していると言える。栄養士職以外の一般職においても食品関連部門への就職が多くを占めている(備付-14)。

こうした情報を新年度当初のオリエンテーション時、1年次後期から始まる就職ガイダンス等で説明しながら、学生の支援に役立てている。

令和6年度 卒業時進路状況 (%)

就職内定率	栄養士職率	一般職率	長野県内就職率	進学率
100	72.3	13	77	1.9

進学を希望する学生の多くは、管理栄養士資格取得に向けて進学し、その場合には個別に対応している。対応としては主に進学先や編入学試験情報、単位取得に向けた指導を行っている。

また留学を希望する学生については、今年度、該当者はいないが、学生便覧(Ⅲ学生生活5 海外研修)に以下の通り記載している。(提出-1)

1. 本学在学中に、外国の教育機関で短期留学(2週間以上1年以内)またはホームステイにより、外国語研修等の海外研修を個人的に希望する学生に対しては、安全かつ効率的に当初の目的が達成できるよう相談、助言等の援助を行う。
3. 海外研修を希望する学生は、保護者及びクラス担任と十分に相談し、承諾を得たのち、教務学生課に相談し、助言を受けること。
5. 教務学生課では、「海外研修届」を提出した学生に対して、次の各項にわたり事前指導と助言を行い、研修の万全を期して援助する。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題＞

今後、障害者差別解消法における合理的配慮の視点で、校内での支援体制を整え、教職員の力量も向上させながら実践していく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項＞

本学では令和5年度の大規模改修に伴い情報ネットワークの新たな構築とすべての教室、演習室等へのWi-Fi機器を増設するほか、Windows11搭載の学生用新規パソコンの導入の検討を行った。

令和6年度より学生が使用する推奨パソコンの斡旋を行い、学生にコンピュータの利用を促進している（備付-91）。

学習支援のための印刷物として、学生便覧（提出-1）および授業の内容を記した授業概要（提出-2）を毎年発行・配布しているが、一部を見直し、さらに利便性向上と省資源対策のため令和6年度よりペーパーレス化し、公式ホームページに掲載することとした。

卒業後栄養士としての業務に活用できるよう、進度の速い学生を対象に「北信支部糖尿病公開講座」に参加した（備付-75）。

理事長が精神科医師であることが大きな力となり、メンタル面で不調な時に相談できる体制が確立できた。

卒業前教育として「金融リテラシー講座」を開催した（備付-82）。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

- ① 前回の基準Ⅱの行動計画では、学生課を事務局に移し、学生を支援する専門の事務職を配置することとなっていたため、教務学生課を設置し、学生支援を専門に行う事務職員を配置して、統括・管理、学生支援をしている。
- ② 3つのポリシーを短期大学案内（CANPUS GUIDE BOOK）、学生募集要項に記載することとなっている。令和5年度までに短期大学案内（CANPUS GUIDE BOOK）はディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシー、教育目標は記載済みだが、カリキュラム・ポリシーの記載がない。学生募集要項には建学の精神、教育の目標、アドミッション・ポリシーは記載済みだが、カリキュラム・ポリシーと、ディプロマ・ポリシーは記載していなかったため、令和6年度にはそれぞれ不足を記載した。
- ③ 前回の行動計画では、教務委員会はカリキュラム等を検討し、学習進度の遅い学生のための基礎講座を実施することとなっていた。現在は基礎学力が不足する学生に対し、適宜補習や必要に応じ少人数での指導を行っている。「食品学総論」では、化学反応の過程を苦手とする学生も少なくないため、希望者には補習授業により化学の基礎学習を行っている。「給食管理実習Ⅱ」は欠席した場合、学力が不足しないよう補習授業をしている。「総合演習」では、校外実習レポート作成のために漢字テスト、計算問題を全員に実施しているが、特に学力不足の学生に対しては学科教員が個別に指導をしている。「栄養指導論実習」、「調理学実習」、「給食管理実習」では栄養計算、塩分計算、採算管理（食材料費の1日単価、1食単価などの計算）などをするために必要な計算力が基礎学力として不足している学生に、個別に繰り返し指導をしている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

管理栄養士試験対策講座は母校に集うことで、卒業生相互の親睦融和も図ることとしている。さらに卒業後2年の実務経験を積むと、調理師の国家試験が受けられるため、在学中の調理師試験合格に向けた対策講座を計画している。

卒業生を対象としたアンケート調査は、令和4年度から前々年度の卒業生を対象に実施している。令和6年度実施の調査では、22名から回答（回収率は52%）が得られた。卒業する時点での卒業生への調査協力の依頼を徹底し、QRコードを使用するなど回答しやすいアンケート作り等の工夫を行う。

障がい学生・留学生支援担当者会議を開催し、学内の障害者差別解消法における合理的配慮の提供等について検討している。理事長（精神科医師）も含めた、障がい学生支援について検討可能な支援体制が構築されつつある。今後、障害者差別解消法における合理的配慮の視点で、学内での支援体制を整え、教職員の力量も向上させながら実践していく必要がある。

本学では、伝統的に「教職員と学生の距離が近く、少人数制で、1人ひとりの個性に合わせて指導する」という特色があり、学生がいつでも相談に訪れることができるよう教員は研究室を開放して、履修や生活、就職など様々な問題について応じている。今後は教員が指定した時間を学生が相談できる時間帯（オフィスアワー）として設け、更にきめ細かく指導する計画である。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

提出資料

長野短期大学規程集

提出資料-規程集

- ・ 17 教育職員の採用に関する規程
- ・ 19 教育職員の昇任に関する規程
- ・ 45 研究紀要投稿規程
- ・ 39 FD に関する規程
- ・ 2 事務分掌規程・事務分掌規程 別表Ⅱ

備付資料

- ・ 長野短期大学研究紀要（備付-21）
- ・ FD 通信（備付-23）

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

短期大学として、「短期大学設置基準」に定められた教員数、また栄養士養成施設として、「栄養士法施行規則」に定められた教員数を満たし、欠員が出た場合等には適任者を採用し充足している。

教員の採用、昇任にあたっては、「教育職員の採用に関する規程」（提出-規程集 17）および「教育職員の昇任に関する規程」（提出-規程集 19）の定めるところにより、教員資格基準に基づき行っている。また、各教員の職位は、「短期大学設置基準」の規定を満たしているほか、研究教育実績等だけでなく、学生の教育・指導あるいは校務に意欲的に取り組むことのできる人材を特に求めている。非常勤教員の採用にあたっては、教員資格基準に基づき行っており、専任教員と同等の資格を要求している。

専任教員と非常勤教員は、「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」に基づき配置している。非常勤教員には、非常勤講師と客員教授を設けて、客員教授には、教科の教授とともに教育課程の編成などについて助言を依頼している。非常勤教員数は男性 6 名、女性 2 名、計 8 名である。

専門教育科目の多くは専任教員が担当している。演習や実験教科目には、助手が付くようにしており、3 名の助手が授業の準備や後片付けも含めて教員の補助として授業のスムー

長野短期大学

ズな展開に役割を果たしている。

教員組織

令和6年5月1日現在 単位：名

① 教員数

	専任教員数					設置基準で定める教員数 (教授数)	助手	非常勤 教員
	教授	准教授	講師	助教	計			
食物栄養学科	3	3	2	1	9	4(2)	3	10
幼児教育学科	4	3	0	0	7	6(2)	0	13
入学定員に応じた数						3(1)		
合 計	7	3	2	1	16	13(5)	3	23

② 専任教員数

学科名	教授		准教授		講師		助教		助手		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
食物栄養学科	2	1	1	2	0	2	0	1	0	3	12
幼児教育学科	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0	7
合 計	3	4	2	4	0	2	0	1	0	3	19

③ 年齢ごとの専任教員数

区分	年齢ごとの専任教員数						
	29才以下	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才	70才以上	計
人数	1	0	2	8	7	0	19
割合%	5%	0%	16%	42%	37%	0	100%
平均年齢	56才						

〔区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員は、本学の教育理念、目標並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、また自らの専門分野において研究活動を行っている。その成果（業績）は、本学の公式ホームページ（ホーム＞情報公開＞教育研究活動等 3）において公開している。

研究成果の発表の場としては、「長野女子短期大学研究紀要」（備付-21）がある。「研究紀要投稿規程」（提出-規程集 45）及び「執筆の手引き」に基づき投稿を求め、紀要・研究委員会が投稿された論文等の掲載について審議し発行している。令和 4 年度には、8 編の論文、令和 5 年度には、論文と短報合わせて 5 編、令和 6 年度には、10 編の論文発表があった。なお、図書館では「信州共同リポジトリ」に参加し、「長野女子短期大学リポジトリ」を構築し、教員は紀要論文を中心に申請のうえ、公開している。

専任教員の研究、研修等を行う時間を確保することは、教員の専門能力の維持・向上、教育研究の質を高めるために重要な取り組みであり、具体的には、授業担当コマ数を調整する、研究費を支給する等の方法で時間を確保している。また、学外研修や学会参加を奨励し、教員のモチベーション維持や、教育・研究の質の向上に繋げている。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

事務組織は、「長野短期大学事務分掌規程」により事務局が設けられ、総務部に総務課・会計課・入試広報企画課を、教務部に教務・学生課、進路指導課を置いている。（提出-規程集 2）各課の所管事項は事務分掌規程により業務内容が明確に定められており、学長より年度当初に事務担当者に関連する委員会構成メンバーが示され、責任体制と具体的な教職員配置が周知されている。

各事務職員は、各課の事務処理に必要な知識と経験を積んでおり一定の知識と能力を備えているが、関係省庁等への WEB 申請・報告業務等の DX 化の進展や私立学校法の改正など、新たなシステムへの対応や制度改正への対応を求められており、より専門性の高い知識と技能を身に付けられるよう、関連する業務に関する WEB 配信による研修会や説明会、外部の研修会等への積極的な参加を奨励している。

事務関係諸規程としては、「事務組織規程」「事務分掌規程」のほか「文書取扱規程」「文書保存規程」「公印取扱規程」「個人情報の保護に関する規程」「公益通報に関する規程」「情報セキュリティ管理規程」「情報の公開に関する規程」「経理規程」「資金運用基準規程」「固定資産管理規程」「図書館規程」などの諸規程を整備し、職員はそれらの規程に基づき業務を執行している。（提出-規程集）

事務室Ⅰを A 棟 1 階に配置し、印刷機、FAX、プリンター等の情報機器を整備するほか必要な事務用機器・備品を整備しており、全教職員に専用のパソコンが 1 台ずつ貸与され、日常的な業務処理や電子メールなどを利用した所轄庁への申請・報告業務に活用している。事

務室Ⅱは主に学生の就職相談や、奨学金に関する説明や問い合わせ等に活用している。

また事務用ソフトとして、学校会計システム、学校給与ソフト、資産管理ソフトを導入し、業務処理の確実性と効率化を図っている。

図書館事務室には、職員用のコンピュータと区分した専用のコンピュータに図書館情報システムを導入し、図書の貸出・返却・配架・検索など図書館業務の効率化を図っている。

小規模の事務組織であり職員全員の協力体制が不可欠であることから、幼児教育学科開設を機に事務連絡会を定例で開催し、Google classroomによる学内連絡を補完するほか、職員に周知にすべき連絡事項や各課の業務進捗状況など課の枠にとらわれることなく職員間で情報を共有することで、リスク管理と確実な業務執行、業務の透明化を図ることとした。また、業務量の平準化と効率化を図るために、新たな業務やこれまで慣行として行ってきた事務処理方法についての点検・評価を行い、各担当者または関係する教職員から寄せられる業務の見直しや改善の要望・意見を汲み上げることとし、事務連絡会や必要に応じて教授会及び理事者に諮り改革改善につなげる体制とした。

事務職員は事務部門に限らず教学部門における各委員会の委員としてメンバーに加わり、学生の修学状況や学生の進路指導・生活指導の状況、授業アンケートの集計とフィードバックなど学習成果の向上に向けて教職協同に取り組んでいる。(提出-規程集 2)

令和5年4月の法人合併を機に、令和6年4月に新たに私立学校を3校開設したことから法人全体の事務組織としては、法人本部、長野短大事務局、佐久長聖高等学校事務室、佐久長聖中学校事務室、長野女子高等学校事務室、サミットアカデミーエレメンタリースクール佐久（私立小学校）事務室、サミットアカデミーエレメンタリースクール長野（私立小学校）事務室、サミットアカデミーセカンダリースクール長野（中等教育学校）事務室が置かれており、同一法人内の事務処理と報告・連絡・相談事項など情報の共有化を図るため、令和5年度末に学園全体のネットワークを新たに構築し、学園サーバーにデータが保管できるようにし、学内掲示板を設置した。またクラウド電話に切り替え、法人内の通信手段の効率化を図った。

学生の成績記録を、定められた規程に基づいて適切に保管している。学生の成績に関する情報は、個人情報保護に関する法令や、本学が定める規程に基づいて厳重に管理している。具体的には、成績情報の登録、保管、開示、廃棄といった段階で、適切な措置を講じている。成績情報の登録、成績証明書の発行など、厳格な手続きを経て行われる。保管においては、情報システムにおけるセキュリティ対策や、紙媒体での保管における施錠管理など、情報漏洩を防ぐための措置が講じられている。また、開示においては、学生本人のみが閲覧できるシステムや、証明書発行窓口での本人確認など、適切な方法で情報開示が行われている。廃棄においては、定められた保存期間を経過した後に、安全に廃棄されるようにしている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員がそれぞれの役割を分担し、協力して業務に取り組む体制は、組織人員配置表により整えている。学園関係、教授会設置委員会、その他学内委員会、学外他機関との連絡、学科会等、組織的な連携を確保することで、教育・研究活動の効率化と質の向上を目指してい

る。教員間の連携は、授業内容の連携、学生指導における情報共有を密に行い、学生の学びをサポートしている。事務部門と教員部門は協力し、学生の履修登録や進路相談など、学生生活全般をサポートしている。外部機関、連携企業、地域社会と連携し、地域貢献活動などを通して、学生の実践的なスキルを育成している。

教育研究活動等に係る責任の所在は明確にされている。学校法人長聖が責任主体となり、短期大学の運営を行っている。学校法人長聖は、短期大学全体の運営、教育方針、予算、人事など、短大全体の責任を負っている。学長は、教育研究活動の責任者として、短大を統括し、教育方針の実施や教員の指導監督を行っている。各学科長は、各学科の教育研究活動を統括し、カリキュラムの編成、授業の実施、学生指導などを行っている。各教員は、担当科目の授業内容の責任を負い、学生の学習指導や評価を行っている。このような責任体制に基づき、教育研究活動が組織的に運営されている。

〔区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-5 の現状＞

教職員の SD 活動については、「SD に関する規程」を整備しており、SD 委員会が中心となり職員のスキルアップ・意識改革を図るために研修会等を企画し、毎年実施している（提出-規程集 39）。令和 6 年度は、FD 活動と共同で「人間的営みとしての学び～私たちはどこに立っているのか～」をテーマに、長年教育の現場研究に携わる畔上学長より、教師が学校の質を決め、AI でなく教師ができること、教師とは何か、主体性をもてる学びの重要性等について等、様々なケースについて学んだ。

教員の FD 活動については、「FD に関する規程」を整備しそれに基づき、設置している FD 委員会が中心となって行っている（提出-規程集 39）。

FD 委員会では重要な活動の一つとして、学生による「授業評価アンケート」を行っている。「授業評価アンケート」は、平成 27 年度より設問等の改善をはかりながら、毎年学期ごとに全ての教科で実施している。教員は、アンケートの集計結果を受けて、それに対する自己分析を行い、今後に向けての課題や改善点を明確にし、報告書として FD 委員会へ提出することで、次年度の授業改善に大いに役立てている。学生による授業アンケートの結果を授業担当の教員が、真摯に受け止め、次年度の授業改善に努めていることもあり、年々授業への満足度が上がっている。

FD 委員会では、授業・教育方法の改善のため毎年 FD 研修会を行っている。令和 6 年度は、SD 活動と共同で「人間的営みとしての学び～私たちはどこに立っているのか～」をテーマに、長年教育の現場研究に携わる畔上学長より、教師が学校の質を決め、AI でなく教師ができること、教師とは何か、主体性をもてる学びの重要性等について等、様々なケースについて学んだ。

教職員が悩みを共有し、授業・教育方法の改善にも繋がる研修会となった。

指導補助者（助手）は、教員の業務をサポートする役割を担い、授業準備、教材作成、学生指導など、様々な場面で活躍している。また規程により学外研修や学会参加を奨励し、研究費の支給を定め、研修の質を保証する役割を果たしている（提出-規程集 39）。指導補助

者（助手）のモチベーション維持や、教育・研究の質の向上に繋がっている。

〔区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-6 の現状＞

教職員の就業に関する規程として、「長野短期大学就業規則」「給与規程」「定年規程」「教育職員・事務職員採用に関する規程」等を整備しており、就業に関する規程を改定する場合は、過半数を代表する労働者の合意を得たうえで、理事会に諮り改定している（提出-規程集）。

教職員への周知としては、就任時に「就業規則」「給与規定」を配布し、改定した場合は教授会や事務連絡会で周知するとともに、会議室や事務室等に備え付けて閲覧可能な体制としている。

教員については、教育と研究を両立できるよう効率的な就労環境を確保することが重要であることから、裁量型労働制としている。職員及び助手の就業については、就業時間を朝 8 時 30 分から午後 5 時（休憩 60 分）までとし、一日の所定労働時間を 7.5 時間と定め、週 40 時間以内の就業としている。勤務時間管理については、毎月総務部長が超過勤務者の有無を集計し、学科長や管理職に理由を確認している。

教員の採用、昇任にあたっては、「教育職員の採用に関する規程」（提出-規程集 17）および「教育職員の昇任に関する規程」（提出-規程集 19）の定めるところにより、教員資格基準に基づき行っている。また、各教員の職位は、「短期大学設置基準」の規定を満たしているほか、研究教育実績等だけでなく、学生の教育・指導あるいは校務に意欲的に取り組むことのできる人材を特に求めている。非常勤教員の採用にあたっては、教員資格基準に基づき行っており、専任教員と同等の資格を要求している。職員及び助手の採用、昇任にあたっては、「事務職員採用に関する規程」を整備しており、適切に行っている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

- ・長野短期大学規程集

提出資料-規程集

- ・13, 14 防災規程, 防災規程施行細則
- ・11, 12 情報セキュリティポリシー, 情報セキュリティ管理規程

備付資料

- ・登記事項証明書 (備付-83)
- ・長野短期大学図書館資料収集管理規程 (備付-84)

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の収容定員は食物栄養学科 100 名と幼児教育学科 100 名の計 200 名であり、「短期大学設置基準」の規定により算出した校地基準面積は 2,000 m²であるが、本学の校地面積は 4,974.51 m²であり、その他用地 20,127.51 m²を含め合計 25,102.02 m²を所有している。屋外運動場については隣接する敷地内に同一法人が設置する「長野女子高等学校」及び「サミットアカデミーエレメンタリースクール長野」「サミットアカデミーセカンダリースクール長野」が所有する運動場用地 9,481.15 m²を共有している。体育館の面積は 577.00 m²あり、体育系の授業や課外活動のほか、学内諸行事を行う講堂も兼ね備えており、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、学生に対する教育又は厚生補導を行っている。校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。

また、「短期大学設置基準」の規定により算出した校舎基準面積 2,100 m²に対し校舎面積 4,792.78 m²を有しており、令和 5 年度には A 棟 1 階から 5 階までのエレベーターを新設しバリアフリー化を図った (備付-83)。

学科の教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) に基づいて授業を行うために必要な講義室 8 室、演習室 5 室、実験室 3 室、調理実習室、集団給食実習室、情報処理演習室 2 室、音楽室 1 室、ピアノレッスン室 6 室、体育館を整備している。

また、専任教員には、研究を行う研究室が保障されている。

食物栄養学科では、栄養士の資格取得に必要な校外実習を行うための施設を確保している。栄養士養成施設における校外実習は、給食業務を行うために必要な給食サービス提供に関し、栄養士として具備すべき知識及び技能を修得させることを目的としている。特定給食施設であり、管理栄養士又は栄養士が専従するものとされている。本学では、学生が実践的な経験を積める実習となるよう、病院、介護老人保健施設、社会福祉施設など、様々な特定給食施設を確保している。

幼児教育学科では、幼稚園教諭や保育士の資格を得るために、地域の幼稚園・保育所・その他の児童福祉施設などで様々な実習を行う。実習を通じて、数多くの子どもたちと関わり、学内で学んだ知識や技術を実際の保育現場で活かしながら保育及び幼児教育のケアスペシャリストとしての倫理観を備える。実習に必要な施設は、提携する幼稚園や認定こども園、保育園、児童養護施設等を確保し、スムーズに実習に取り組めるよう体制を整えている。

通信による教育を行う学科は開設していない。

主要な教室にはパソコンやプロジェクター、スクリーン、モニターなどの視聴覚機器を整備するほか、遠隔授業を実施するために必要な、パソコン、スピーカー、カメラ、マイクなどのリモート授業関連機器も整備している。

WEB 環境については、令和 5 年度に本校舎（A 棟・B 棟・F 棟）の各教室・演習室・実験室・実習室や学生ホール・学生ラウンジ、研究室、事務室、図書館など全館において WEB 接続が可能となるよう Wi-Fi 機器を整備した。学生用の教育機器としては、情報処理演習室のパソコン 40 台を最新のモデルに更新するほか、幼児教育学科設置に合わせてピアノレッスン室 6 室にピアノを新たに購入し、教育環境の充実を図った。

また、A 棟 1 階と 4 階に印刷室を設け、カラー刷りで資料が見やすく、高速で印刷できる印刷機（オルフィス）を設置し、授業等の資料印刷に使用できるよう整備した。

図書館の総面積は 281.26 m²（倉庫除く）であり、閲覧席を図書館本館に 60 席設けている。令和 5 年度には、図書館分室に移動書架（収納力 15,000 冊）を設置し、蔵書収納力の増加と蔵書管理の合理化・効率化を図った。

図書館本館内には、蔵書検索や自習に利用できる利用者用パソコンを 6 台、プリンター 1 台、グループワークにも使用できるテーブルと、複合機（プリンター・コピー機）1 台を設置している。

蔵書は授業用のテキストや参考図書、専門書や問題集、一般図書等、計 33,794 冊を所蔵しているほか、雑誌 37 種（内学術雑誌 13 種）、視聴覚資料 352 点を揃えている。（令和 6 年 3 月 31 日現在）

図書館の管理運営は、図書館システム（株式会社ブレインテック社の「情報館」）を導入し、図書の貸出・返却や検索などのレファレンスサービスを行っている。

図書の購入は、授業概要に記載のある図書、授業関連図書、参考図書、レファレンスをもとに選定した図書に加え、「図書購入リクエスト用紙」を活用した学生・教職員の希望図書の購入も行っている。また、廃棄に関しては、「長野短期大学図書館資料収集管理規程」（備付-84）に則り、学科の教員と協議し、会計課に届け出たのち廃棄を行っている。

表 図書館施設の規模

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

本館	189.61 m ²
分室・移動書架	91.65 m ²
倉庫	9 m ²
総延べ床面積	290.26 m ²

長野短期大学

図書収容能力	約 38,000 冊
閲覧座席数	60 席
利用者用パソコン	6 台
プリンター	1 台
複合機	1 台

表 資料種類別の所蔵数

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

資料区分	和書	洋書	雑誌 (種)	視聴覚資料	新聞 (種)
所蔵数	33,794	1,701	37	352	5

* 紙芝居舞台 2 台 (大型 1 台・普通サイズ 1 台)

多様なメディアを高度に利用した授業として、Google meet を活用した、同時双方向型授業の準備がある。Google Workspace for Education を導入した令和 2 年度から、新型コロナウイルス感染症予防対策として、授業を行う教室以外の分散教室を用意し、同時双方向型授業を行った。令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したことから、分散授業は行っていないが、必要があればいつでも同時双方向型授業を行うことができる。

教室以外で授業を受けられる環境については、4 月のオリエンテーションの日程の中で自宅インターネット環境テストを行い、自宅において同時双方向型授業参加方法やコメントの発信方法、発言の仕方等を確認している。同時双方向型授業が行えることにより、自宅においても教員と学生が互いに映像・音声等によるやり取りを行うことができる環境がある。

Google classroom を活用し、各授業の資料や課題の提示および提出、質疑応答等を行うことができ、平常の授業や学生生活においても連絡等に使用している。

さらに令和 5 年度より本学が作成したアカウントで学生が Gmail を使用できるようにすることで、就職活動での使用や教職員との連絡が可能となった。

また、Wi-Fi 設備などに対応可能な設備・備品は、毎年の予算に応じて順次整備している。その結果、ほぼ不都合なく使用できる環境が整った。一方で、各教室等の機器・備品については、導入後年数が経過し、経年劣化がみられるため、順次更新を図る予定でいる。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設整備に関する規程として「学校法人長聖固定資産管理規程」「長野短期大学経理規程」を整備し、規程に基づき総務部で施設設備及び物品の管理を行っており、毎年度決算期に新規取得資産と除却資産を確認し、財産目録を作成している。

防火、防災、防犯対策としては、令和 6 年 4 月の学校新設 (小学校・中等教育学校) に対応した「学校法人長聖危機管理規程」の制定を機に、その一環として長野短期大学「防災

規程」「防災規程施行細則」を学内に整備した。(提出-規程集 13, 14)

「防災規程」に防災管理の基本と防災委員会の設置を規定し、防災規程施行細則に自衛消防組織、災害対策本部の設置を定めた。

防火対策としては消火器・火災報知機・消火栓、防火水槽、防火ドア等について消防署や専門業者による法定点検を行い、その指導に従って機器の更新・整備を行っている。また、自衛消防組織として「長野短期大学消防計画」を策定し、建物毎に防火管理者を選任するとともに、火災発生時における各教職員の役割(防火班、避難誘導班、情報伝達班等)を周知するとともに、消防計画を事務室、廊下、学生ホール、図書館など学内各所に掲示している。毎年、専門業者の指導の下、全学生・教職員による避難訓練を実施し、避難場所・避難経路・危険箇所の確認や、防災に関する事例の紹介、消火器の機能や取り扱い方法などの説明を受け、防災意識を高めている。

地震対策としては、建物毎の経過年数に応じて建物耐震診断を行い、その結果基準を満たしていないとされた本校舎 A 棟の耐震補強工事を平成 14 年に、体育館の耐震補強工事を平成 28 年に完了した。

防犯対策としては、夜間・休日の警備を民間警備会社に委託し、施錠管理と定時巡回を依頼している。また、敷地内に防犯カメラと人感ライトを設置し、内外の犯罪抑止に取り組んでいる。

学内のコンピュータセキュリティ対策としては、サーバーの瞬停対策における単独の無停電電源装置を設置した。コンピュータ・ウィルス対策として全てのパソコンに「ウィルスバスター(1 年更新)」をインストールし、セキュリティ対策を実施している。これらを管轄する部局に「情報システム委員会」を置き、客観的視点から改善を行うために、グループ法人内の情報専門職である総管理部の ICT 担当部長をオブザーバーとし、情報システムやネットワーク設備に助言を得ながら業務を遂行している。

外部とのインターネット接続では、ファイアウォール機能を設定し外部ネットワークからの不正アクセスに対しての保護対策を行っている。

「情報セキュリティポリシー」と「情報セキュリティ管理規程」によって管理運営がされており、情報セキュリティを遵守する方針と管理方法を規定することで、ネットワーク等のセキュリティ対策に以下の通り取り組んでいる。(提出-規程集 11, 12)

1. ネットワークにファイアウォールを設定して不正侵入の防止に努めている。
2. 学内情報システムに接続する全てのパソコンにウィルス対策ソフトウェアをインストールして、コンピュータ・ウィルス対策をしている。
3. 学生が利用できるパソコンのネットワークと教職員関連のパソコンのネットワークを論理的に切り離して、学生が利用するパソコンから教職員用のパソコンへのアクセスを遮断し、情報の漏洩を防ぐ手立てとしている。
4. Windows をはじめとし、必要があるソフトウェアは定期的にアップデートを行っている。

省資源対策としては、令和 5 年度に建物大規模改修工事に併せ、A 棟、B 棟、C 棟、D 棟、F 棟などの照明を LED 化し、階段等の照明を人感センサーに変更した。

また、リサイクルできるペットボトル、ビン、缶、段ボール等の分別を徹底するよう学生や教職員に周知している。可燃ごみの中に古紙に回せる紙類が多く散見されていたので、昨

年度新しく、ゴミ置き場に紙類のリサイクル BOX を設置した。

資源の有効活用の観点から、会議の資料や課題の提出を紙媒体から電子媒体に切り替えるようペーパーレス化を推奨している。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

各教室等の機器・備品については、導入後年数が経過し、経年劣化がみられるものは順次更新を図る予定でいる。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

校舎の大規模改修に併せ事務の効率化と業務の連携を図ることとし、これまで事務室が分散していた総務課、会計課、教務課、入試広報課を統合するために事務室の拡張工事を行った。

学内ネットワークを更新し学内全体に LAN 配線を整備し、どこでも WEB 接続が可能となるよう各所に Wi-Fi 機器を設置した。また、法人内の各学校との内線通話が可能となるようクラウド電話に切り替えた。

防火、防災、防犯対策としては、令和 6 年 4 月の学校新設（小学校・中等教育学校）に対応した「学校法人長聖危機管理規程」の制定を機に、その一環として長野短期大学「防災規程」「防災委員会規程」「防災規程施行細則」を学内に整備した。

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

＜根拠資料＞

備付資料

- ・ Google Workspace 講習会資料（備付-85）

〔区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。〕

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

食物栄養学科では教育課程編成・実施の方針に基づいて、栄養士として必要な技術を習得するために、調理実習室（B11）、集団給食実習室（A11）、理化学実験室（E17）、微生物実験室（A25）、生理学実験室（A26）があり、適切に整備されている。また令和 4 年度には、集団給食実習室を E 棟から本館 A 棟（A11）へ移設し、設備を一新した。

実験・実習科目の授業には、資格を有する助手を配し、学生に対する技術サービス・専門的な支援の充実を図っている。

幼児教育学科では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、幼稚園教諭・保育士として必要な技術を習得するために、音楽室（A52）、ピアノ練習室（A511～A516）、演習室（A54）、幼児教育演習室（F11）があり、専門的な支援を行っている。

過去の新型コロナウイルス感染症予防対策としてリモート授業を実施していたことからプロジェクター設備の増設が行われ、パソコン、スピーカー、カメラ、マイクなどのリモート授業関連機材を導入した。教員はパワーポイントやインターネット上の情報・動画などの電子教材を活用できる。また貸出用にパソコン2台とプロジェクター3台、移動式スクリーン3台が用意されており、視聴覚設備が整備されていない教室でも、視聴覚機器を使用できる体制を整えている。

また、無線 LAN などに対応可能な設備・備品は、毎年の予算に応じて順次整備していたが、令和5年度の大規模改修工事に伴い、Wi-Fi 設備を全館に整え、令和6年度より使用できるようになった。

学生の IT スキル向上を目的とした施設として、情報処理演習室 A41 教室と A43 教室を用意し、A41 教室にはパソコン 28 台とプリンター2台を、A43 教室にはパソコンを5台とプリンターを1台設置していた。令和5年度末の大規模改修において、A43 教室を改修し、教室番号を改め A42 教室とした。経年劣化のためパソコンの台数が減少していたが、情報インフラ推進のため、令和6年度に向けて新しいパソコン 40 台を導入した。

学生は情報処理演習以外の授業でも、栄養計算や実習報告書・レポート・卒業論文等の作成のためにパソコンを使用している。さらに図書館に学生用パソコンとして4台を設置していたが、利便性向上のため2台増設した。学生は昼休み、放課後、授業の空き時間にインターネットサービスを利用し、講義の課題等にパソコンを使用してデジタル化による課題提出を行うことができる。

本学での学内情報システムについては、情報システム委員会が中心となり、グループ法人内の情報専門職である総管理部の ICT 担当部長の協力のもと、常時点検と設備の向上に努めている。

令和6年4月の幼児教育学科開設に併せ、校舎を大規模改修し教室・研究室等のリニューアルを行った。教室・研究室、事務室等の全ての部屋に空調設備を設置するとともに、教育・管理用の機器備品、図書の購入など、必要に応じた施設設備の向上・充実を図った。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、パソコンスキルの授業として情報処理演習Ⅰ・Ⅱが行われている。情報処理演習Ⅰでは、文書作成、情報処理演習Ⅱでは表計算のパソコンスキルの向上に努めている。情報リテラシーの一部として、本学では「生活文化論Ⅱ」の授業の中で、電子メールの使い方やマナーについて指導しており、実習課題として電子メールを提出することとしている。学生は課題を提出することにより電子メールの使い方をマスターできるようにしている。

本学では令和2年度に新型コロナウイルス感染症予防対策として、同時双方向型授業とオンデマンド型授業それぞれのプロジェクトチームを立ち上げた。その結果学習支援のためのシステムとして Google Suite For Education を導入することとした。Google Workspace for Education（名称変更）を導入したことによって、学生と教員との連絡や課題の提出等に使用することが可能となった。これらを活用することで情報技術を向上させている。その後プロジェクトチームが管理・運営を行い、現在もリモート授業担当として学生及び教職員の情報技術向上に関するサポートを継続して行っている。

学生の情報技術の向上のため、年度当初に希望者を対象に Google classroom の講習会を開いている（備付-85）。また、Google meet を使用した自宅でのインターネット環境テスト

を行い、接続の確認や、チャットの操作方法等を確認している。接続できない学生や、操作に自信のない学生に対しては個別に対応している。

教職員には、一人 1 台のパソコンが貸与され、授業や学校運営に活用できるようにしている。また、研究室ごとにプリンターが設置され、印刷室には複合機が設置されており授業や学校運営に活用できるようにしている。

学内のパソコンには Microsoft365 がインストールされ、学生はレポートの作成や実習報告書の作成、卒業論文のまとめ等に、教職員は日常業務や授業教材の作成等に活用できるようにしている。必要があるソフトウェアは定期的にアップデートを行っている。

学内のコンピュータセキュリティ対策としては、サーバーの瞬停対策における単独の無停電電源装置を設置した。コンピュータ・ウィルス対策として全てのパソコンに「ウィルスバスター（1 年更新）」をインストールし、セキュリティ対策を実施している。これらを管轄する部局に「情報システム委員会」を置き、客観的視点から改善を行うために、グループ法人内の情報専門職である総合管理部の ICT 担当部長をオブザーバーとし、情報システムやネットワーク設備に助言を得ながら業務を遂行している。

外部とのインターネット接続では、ファイアウォール機能を設定し外部ネットワークからの不正アクセスに対しての保護対策を行っている。「情報セキュリティポリシー」と「情報セキュリティ管理規程」によって管理運営がされており、情報セキュリティを遵守する方針と管理方法を規定することで、ネットワーク等のセキュリティ対策に取り組み、コンピュータを整備している。

学生用のパソコンは、情報処理演習室 A41 教室と図書館の学生用のパソコンを用意しており、学内 LAN によってインターネットを利用できる環境下にある。学生ホールでは学生用のフリー Wi-Fi を準備し、インターネットを利用できる環境にあった。しかし、場所が限定的であったことや、大学全体の情報インフラ推進のため、令和 6 年 4 月の幼児教育学科開設に併せ、校舎を大規模改修した際に、無線アクセスポイントを学内全域に導入した。これにより教職員および学生が学内全域のどこでも Wi-Fi を利用できる環境となった。学内 LAN は教員用の LAN と学生用の LAN があり、それぞれの LAN のアクセスは適切に制御され、管理されている。

学内のパソコンには Microsoft365 がインストールされており、教職員は日常業務や授業教材の作成、ドキュメント作成、データ処理、プレゼンテーションなどの資料作りに活用できる。また、授業においてパワーポイントやインターネット上の情報・動画などの電子教材を活用している。

令和 2 年度より Google Workspace for Education を導入し、Google classroom において、各授業の資料や課題の提示および提出、質疑応答等に利用し、授業を効果的に行っている。

学生の IT スキル向上を目的とした施設として、情報処理演習室 A41 教室と A43 教室を用意し、A41 教室にはパソコン 28 台とプリンター 2 台を、A43 教室にはパソコンを 5 台設置していた。令和 5 年度末の大規模改修において、A43 教室を改修し、教室番号を改め A42 教室とした。経年劣化のためパソコンの台数が減少していたが、情報インフラ推進のため、令和 6 年度に向けて新しいパソコン 40 台を導入することとした。

学生は情報処理演習以外の授業でも、栄養計算や実習報告書・レポート・卒業論文等の

作成のためにパソコンを使用している。さらに図書館に学生用パソコンとして 4 台を設置していたが、利便性向上のため 2 台増設した。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

学内情報システムの構築により、学内の情報ネットワークシステム関連の技術的資源は一定のレベルに到達している。これからはこのシステムの定期的な更新を行い、システムの安定化を図ることが必要である。また、そのシステムを用いた教育の実施、学生支援、教務事務処理の省力化・効率化などへと発展させることを課題に取り組む。まずは、教務事務の省力化・効率化の具体的事項として、デジタル化を進め、紙媒体の出力を減らし資源の省力化に取り組むこととする。

令和 2 年度より Google Workspace for Education を導入し、Google classroom やそのほかのアプリを活用しているが、活用範囲を広くしていくことや、職員全体のスキルアップを図っていくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

- ・2025 学生募集要項 p7, 8 (可否発表及び入学手続き, 授業料等) (提出-5)

備付資料

- ・中長期計画 (備付-32)
- ・長野県高校生数の推移 (備付-87)
- ・進学需要等に関するアンケート調査結果 (備付-88)
- ・長野短期大学学生募集広告 (備付-92)
- ・FD 活動の記録 (備付-23)

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

本学園は法人規模の拡大による経営基盤の強化と経営の安定を図ることを目的とし、令和 5 年 4 月に学校法人聖啓学園と合併し、法人名を学校法人長聖に改めスタートした。

これまで、短期大学法人としての過去 3 年にわたる事業活動収支はいずれも支出超過の状態にあり、令和 4 年度決算では、教育活動収入 254,267 千円に対し教育活動支出は 441,843 千円であり、187,576 千円の支出超過となっている。その要因は学生数の減少が主な理由であり、過去 3 年間の短大の定員充足率は、令和 3 年 76%、令和 4 年 84%、令和 5 年 88%とやや改善されてきたが、短大の介護福祉専攻課程の廃止など規模の縮小により充足率が向上したもので依然厳しい状況にある。一方、令和 5 年 3 月 31 日時点の貸借対照表は、資産総額 5,675,069 千円に対し負債総額は 129,191 千円 (退職給与引当金 65,366 千円、前受金 30,980 千円、借入金ゼロ、未払金等 16,001 千円)、正味財産は 5,351,853 千円となっており、そのうち現預金、特定資産、有価証券等の運用財産が 3,839,904 千円あり、財政状況は極めて健全な状態にある。

この健全な財政状況を背景に、持続可能な経営基盤を確立し、有為な人材を地域に輩出することで本学の使命を果たすこととし、令和 5 年度にグループ法人である学校法人信学会と連携し、新たに幼児教育学科を設置することとし、文部科学省に学科新設に係る設置認可申請を行い、認可を得た。並行して、教育環境の整備を図ることとし短大校舎の大規模改修工事を実施した。また、合併後の法人の目標として掲げた、長野県下における初等・中等教育から高等教育まで担う教育機関を目指し、新たに私立学校を設置することとし、令和 6 年 4 月開設として私立小学校サミットアカデミーエレメンタリースクール佐久、同サミットアカデミーエレメンタリースクール長野、私立中等教育学校サミットアカデミーセカンダリースクール長野の設置について文部科学大臣及び長野県知事から認可を受けた。

法人合併後初めての決算となる令和 5 年度は、前述のとおり複数の私立学校の設置と幼児教育学科の新設により、開設準備に向けての多額の経費を要したため、法人全体の財

政状態はやや厳しい状況となっている。令和5年度の法人全体の教育活動収入2,003,119千円に対し教育活動支出は2,204,302千円、教育活動収支は201,183千円の支出超過となるが、うち減価償却費が350,663千円であるため、キャッシュフローは149,480千円のプラスとなっており、運営資金は確保されている状況である。

本年度は、開設準備のための人件費や消耗品費の増大、不安定な世界情勢の影響によるエネルギー価格の高騰に加え円安が拍車をかけ、光熱費の値上げをはじめ諸物価の上昇などにより支出超過となったが、健全な財政基盤を維持するために中長期計画に基づき新設校の完成年度までには、学園全体で収支均衡を図ることとした。

財的資源を適切に管理し配分するために、令和5年度に短期大学はじめ学園全体の設置校についての中期計画を策定し、毎年進捗状況を確認しそれに基づき年次別の中期計画を見直すこととした。令和6年4月現在の学園全体の設置校は、長野短期大学、長野女子高校、佐久長聖高校、佐久長聖中学校、サミットアカデミーセカンダリースクール長野（中等教育学校）、サミットアカデミーエレメンタリースクール佐久（小学校）、サミットアカデミーエレメンタリースクール長野（小学校）と計7校あり、関係部署の意向を集約した形で予算を編成し3月の理事会において決定し、設置校に周知している。開設後間もない学校が多いため、現状を的確に把握し必要に応じて補正予算を編成することとしている（備付-32）。

会計処理は法人合併に伴い法人内の設置校を一元的に管理するために、法人内にネットワークシステムを新たに構築し、共通の会計ソフト・給与ソフト等を導入し、各学校単位に経理担当者と経理責任者を置き学校会計基準に則り適切に処理し、学園監事及び公認会計士の監査を経て理事会に報告することとしている。

退職給与引当金は短大教職員を対象に公益財団法人日本私立大学退職金財団に加入し、期末要支給額の100%を計上している。短大教職員を除く常勤の教職員については公益財団法人長野県私学教育協会に加入しており、交付金と同額を積み立てているため引当金は計上していない。

予算の資金配分結果として、短期大学における教育研究費の経常収入に占める割合は令和3年度32.3%、令和4年度42.5%、令和5年度33.3%といずれも基準とされる20%を超えており、教育研究に必要な経費を確保している。令和5年度は、幼児教育学科開設に併せ既存校舎を大規模改修し教室、実験・実習室、演習室、教員研究室等のリニューアルと、教室、研究室、学生ホール、事務室等の全ての部屋に空調設備を設置するとともに、教育・管理用の機器備品、図書の購入など、教育研究費以外にも施設整備等への資金配分を行った。

なお、短大としては寄附金募集や学校債の発行はしていないが、佐久長聖高校など卒業生が1万人を超える学校にあっては、受配者指定寄附金の募集を行っている。

資金運用については令和5年度末の段階で現預金981,906千円、特定資産529,168千円、有価証券191,811千円保有しており、銀行預金中心に国債などできるだけリスクが少ない安全な方法で運用している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

長野県内高校生の進学動向を見ると、18 才人口の減少とともに 4 年制大学志向の高まりにより、短大進学者は激減している。年次別の長野県内の短大在籍者数は令和元年度 2,582 人、令和 2 年度 2451 人、令和 3 年度 2,340 人、令和 4 年度 2,252 人、令和 5 年度 1,989 人となっており、短大によっては定員を減じざるを得ない状況となっている（備付-87）。

今後も 18 才人口が減少傾向にある中、1 学科定員 50 名規模の単科大学では長期的に経営存続が不可能な状況であることから、持続可能な短期大学として存続を可能とすることを最大の目的として、これまでの食物栄養学科に加え新たに幼児教育学科の設置を理事会として決定した。その背景には、創設者を同じくする学校法人長聖のグループ法人である学校法人信学会の存在がある。学校法人信学会は、長野県内に 16 の幼稚園と幼保連携型こども園 7 つを設置し、園児数 3,800 名、職員数は 600 名を抱える全国有数の幼稚園・保育園に特化した幼児教育を展開しているほか、予備校を 3 校設置し中・高校生の進学学習支援と進学情報等を提供している学校法人である。信学会は長年にわたる幼児教育の実績から、幼少期における幼児教育・保育の重要性を認識し改革・改善に取り組んでおり、保護者からも「安心・安全・信頼」の幼稚園・保育園として高い評価を受けており、その継続のためにも幼稚園教諭・保育士の質的・量的な確保が最も重要であるとして、グループ法人として本学の学生の実習・教育施設、就職先として全面的な協力が得られたことから、今後、特色ある教育を目指し幼児教育学科の設置に至った。

また、幼児教育学科開設を機に、これまで女子学生だけを募集対象とした女子短期大学の名称を改め、男女共学の長野短期大学とした。これにより、幼児教育学科のみならず食物栄養学科についても男子学生を受け入れることとし、男子トイレ・ロッカーなど学内施設を改修した。

令和 4 年度に幼児教育学科設置認可申請時に、長野県内の地域別の学齢人口を分析し、高校生に対する進学動向調査（アンケート調査）として、進学対象校と思われる長野県内高校 27 校、隣接県 3 校について実施した。その結果、高校 2 年生 4,986 名、高校 1 年生 5,233 名から回答を得てアンケートを集計したところ、短期大学進学希望者は高校 2 年生で 5.6%（279 名）、高校 1 年生で 4.1%（216 名）と明らかに短大進学希望者は減少している。進学希望分野として「教育学・保育学」の第 1 志望・第 2 志望の合計は高校 2 年生で 18.3%（913

名)、高校1年生で18.8%(979名)。同様に「食物学・栄養学関係」では、高校2年生で10.9%(545名)、高校1年生で11.3%(596名)の回答であった(備付-88)。県内に設置している幼教関係学科は大学1校、短大6校、専門学校1校あり、募集定員は575名、食物栄養関係学科は大学2校、短大2校であり募集定員は150名となっている。いずれも高校生にとって根強い人気がある分野と言えるため、県内大学・短大の教育内容、その魅力が伝われば定員確保も期待できる分野であることが判った。

本学は、県庁所在地として長野県内最大の人口を抱える長野市の市街地に立地するという好条件を活かし、自宅から通える通学の至便性と長引く景気低迷による家庭の厳しい経済状況に鑑み、2年間という短期間で栄養士、幼稚園教諭(2種)、保育士を育成し、社会で活躍する人材を輩出するという短期大学のメリットを打ち出し、短期大学の将来像を明確に示すこととした。

学生募集については、これまで本学は十分な広報予算をかけておらず、また、募集担当者も少人数としていたため、高校生や高校進路指導教員への本学の魅力・教育内容が十分に伝わらず、認知度が低い状況にあったことを反省し、今年度は年度当初からWEB・駅前広告看板・新聞等の広報媒体を積極的に活用し、オープンキャンパスの周知を図るとともに、学長の陣頭指揮の下、教職員一丸となった高校訪問及び出前授業・模擬講義の実施、各種進路説明会等へ積極的に参加することとし、定員確保に努めていく方針である(備付-92)。

学納金計画は県内の他大学と比較するとともに、収支バランスを考慮しながら設定し、募集要項や公式ホームページ等に掲載している。(提出-5)

財政状況としては、日本私立学校振興・共済事業団による定量的な経営判断資料に基づく本学園の経営状態は、B0に該当し、イエローゾーンの予備的段階に区分される。本学園は令和6年度開設の新設校3校と短大幼児教育学科開設に伴い令和5年度に「中長期計画」(実施期間、令和5年4月～令和12年3月)を策定しており、新設校等の入学者が決定した令和6年度に「中長期計画」の見直しを行い、経営改善計画を策定した。

人事・採用計画としては幼児教育学科開設に伴い令和6年4月に新たに教員7名を採用したほか、教務系事務職員として高等教育機関での教務・総務実務経験者を令和5年度に新たに採用し、業務の確実性・効率化を図るとともに、他部署との十分な連携が取れる体制とした。今後においても、計画的な人事計画を策定し持続可能な教育研究組織の維持に努めていく。

施設設備計画については、令和4年度から5年度にかけて、校舎全体の大規模改修を実施し集団調理実習室・音楽室・教室・演習室・研究室・学生ラウンジ・印刷室・事務室等を整備し、併せて給排水設備の更新と空調設備・エレベーターの新設、クラウド電話、情報ネットワークの新たな構築と全ての教室・演習室等へのWi-Fi機器を増設するほか、印刷機をはじめ教育用機器備品、図書の購入など、快適な教育環境となるよう整備した。

外部資金としては、令和5年度に幼児教育学科設置に伴い長野市から私立学校振興等整備資金5,000万円の交付決定を受けた。今後は、研究費等の競争的外部資金の獲得に向けて教員の研究を奨励していく予定である。

法人の経営情報についてはHPに掲載するほか、教職員に対しては教授会等で「事業活動収支計算書」等の説明を行っており、教職員が経営に関する危機意識を共有できるように努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

定員充足に向けて、積極的な広報活動と短大教職員による定期的な高校訪問とオープンキャンパスを実施することで、栄養士、幼稚園教諭、保育士を目指す学生に地元の短大でこれらの資格が取得できることの周知を図り、定員充足を図ることが最重要課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

中等教育学校の設置に伴い長野女子高等学校の令和6年度入学生の募集を停止した。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

- ① 新たな教員の確保について、年齢構成面でのバランスを重視しながら適切な教員の配置をするとしていたため、令和3年度に若い年齢層2名を採用し、年齢構成面での改善を図った。

令和6年度

区分	年齢ごとの専任教員数						
	29才以下	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才	70才以上	計
人数	1	0	2	8	7	0	19
割合%	5%	0%	16%	42%	37%	0	100%
平均年齢	56才						

令和5年度

区分	年齢ごとの専任教員数						
	29才以下	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才	70才以上	計
人数	1	1	3	6	3	0	14
割合%	7%	7%	21%	43%	21%	0%	100%
平均年齢	51.4						

令和4年度

区分	年齢ごとの専任教員数						
	29才以下	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才	70才以上	計
人数	1	1	3	6	3	0	14
割合%	7%	7%	21%	43%	21%	0%	100%
平均年齢	51.2						

長野短期大学

令和3年度

区分	年齢ごとの専任教員数						計
	29才以下	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才	70才以上	
人数	1	2	4	6	1	1	15
割合%	7%	13%	27%	40%	7%	7%	100%
平均年齢	50.1						

令和2年度

区分	年齢ごとの専任教員数						計
	29才以下	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才	70才以上	
人数	1	1	4	4	4	1	15
割合%	7%	7%	27%	27%	27%	7%	100%
平均年齢	54.1						

- ② 教員の研究活動について、教員相互に自らの研究テーマの情報交換をするなどして一層の研究文化の醸成に努めていくとしていた。教員は自らの研究分野の研修会に積極的に参加し、情報を学科内で共有し、研究文化の醸成に努めている。専任教員においては、非常勤教員に指導を仰ぐこともあれば共同で研究を行い、紀要論文を発表するなどの研究活動に努めている。
- ③ 事務部門との業務の調整による学校組織及び事務分掌の見直しなどを通して研究環境の整備を図っていくとしていた。令和6年4月の幼児教育学科開設に合わせて事務分掌を見直した。さらに科研費獲得に向けて研究者登録を行った。また大学内での研究費の支払いについて見直しを行うなど、研究環境の整備を図っている。
- ④ 学生による「授業評価アンケート」について、項目の精査と結果の活用について検討を行うこととしていた。学生による「授業評価アンケート」を非常勤講師の理解と協力も得て、前後期とも全ての科目について実施している。各教員は、アンケートの集計結果を受けて、それに対する自己分析を行い、今後に向けての課題や改善点を明確にし、報告書としてFD委員会へ提出する。アンケートの内容や実施方法などについては、平成30年に大幅な見直しを行い、その後も改良を加えながらより実効的なものに改定した（備付-23）。
- ⑤ 教員相互の授業参観を継続していくこととしていたが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、継続して行うことができていない。今後再開していく必要がある。
- ⑥ 事務職員は担当業務以外の業務もこなせる体制づくりと各種研修やセミナーへの積極的な参加を進めていくこととしていた。教職員が、業務内容の整理や分担の見直しや改善を検討する場としてA棟1階に法人事務局及び短期大学事務室を配置し、情報機器・備品等を整備して事務処理を行っている。令和5年度の大規模改修において、学生相談室は4階から1階へ移動し、これまで事務室が分散していた総務課、会計課、教務課、入試広報課を統合するために事務室の拡張工事を行い、学生が利用・相談し

やすい事務組織であるように、総務課、会計課、教務課、社会人学生係、奨学金係などを一部屋に配置した。各セクションの連携を図り、多方面から学生の学習支援を進めることができる組織体制をとっている。

事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えるため、OJT を通じてスキルアップを実施している。事務職員のスキルアップは日々の業務における OJT を主としており、事務局各担当者の業務スケジュールは事務局スケジュール表(スプレッドシート)で管理しており、毎日事務職員で共有している。また、事務職員の担当業務以外の業務もこなせる体制づくりとして事務マニュアルの作成整備に取り組んでいる。人材育成を図る点からも外部会議、研修への参加、研修会等に参加した職員による研修内容報告・周知は十分認識しているが、令和2年以降はコロナ禍の影響で各種研修やセミナーはほとんど中止になった。奨学金関係説明会や学研災保険説明会等は Zoom 参加している。

- ⑦ SD 活動の活発化と FD 委員会との連携を深めていくこととしていた。本学における SD 活動については、「SD に関する規程」に基づき、業務の見直しや事務処理の改善等、教職員の能力開発、学内研修会等を実施するため、FD 委員会とも連携を図り、教職員合同の研修会を行うこととし実践している。

本学事務職員は少数精鋭で事務を遂行しており、SD 委員会は FD 委員会と合同で研修会などを行うことにより、業務運営の改善及び効率化に努め、教職員間の情報の共有化、組織の円滑運営を進め、意識改革を図っている。

近年の主な SD 活動として令和3年度は4月に SD 委員会と合同主催で遠隔授業対応のための G suite for Education ソフトの操作方法について常勤教職員・非常勤教員にむけた研修を実施し操作方法等について確認した。9月には世田谷プラットフォーム主催のオンデマンド型合同 SD 研修会に事務職員8名で参加した。テーマは「大学の基礎知識を学ぶ」(講師：元私学事業団私学経営情報センター長：山本雅淑氏)であり、近年の高等教育施策や教育関係法令、入学志願者動向、経常費補助金の基礎知識を学習する機会となった。令和4年度は9月に外部講師を招聘して研修テーマ「短大を発展させるのも、衰退させるのも事務職員の意識で決まる」(講師：前橋共愛国際大学内部監査室長：荒居弘繁氏)を SD 委員会合同で実施した。グループワークにより短大の現状、本学の強み、弱み、組織を強くしていくために、どんな戦略をとっていくべきか等について参加者全員で考え、発表・意見交換を実施した。教職員一人ひとりの仕事に対する意欲が非常に高まった有意義な研修となった。

令和5年度は10月にメンタルヘルス研修(講師：イチカワドイル徳恵理事長)を SD 委員会合同で実施した。近年の入学生でメンタルケアが必要な学生が増加しているなか、教職員はどう対応していったらよいのかについてお話いただいた。大学としてメンタルケアが必要な学生にどのように対処するのかを確認し、対応の仕方、方向性をきめ、全教職員で共有した。

- ⑧ 建物および施設設備の不足や老朽化への対処について、令和4年度から令和5年度に校舎全体の大規模改修を実施し、集団調理実習室・音楽室・教室・演習室・研究室・学生ラウンジ・印刷室・事務室等を整備し、併せて給排水設備の更新と空調設備・エレベーターの新設、クラウド電話、情報ネットワークの新たな構築と全ての教室・演

習室等へのWi-Fi機器を増設するほか、印刷機をはじめ教育用機器備品、図書の購入など、快適な教育環境となるよう整備した。

- ⑨ 防火、防災、防犯対策に関する規定について一部整備されていなかったが、令和6年4月の学校新設（小学校・中等教育学校）に対応した「学校法人長聖危機管理規程」の制定を機に、その一環として長野短期大学「防災規程」「防災委員会規程」「防災規程施行細則」を学内に整備した。

「防災規程」に防災管理の基本と防災委員会の設置を規定し、防災規程施行細則に自衛消防組織、災害対策本部の設置を定めた。

- ⑩ 学内情報システムは更新の時期を迎えていたため大規模改修に併せて、情報ネットワークの新たな構築と全ての教室・演習室等へのWi-Fi機器の増設を行った。学生用の教育機器としては、パソコン教室のパソコン40台を最新のモデルに更新した。

2020年度より、管理ツールとしてGoogle Workspace for Educationを導入し、授業補助として使用するほか、情報周知方法として利用することで、大学運営に活用している。

- ⑪ 安定した経営を維持するためには、学生数を確保することが最重要課題であり、定員数の見直し・変更作業を実施し学生数の増加を図ること、学生募集活動について見直しを行い、高校訪問活動や広報活動を強化していくことを改善計画としていた。学生募集の一環としておこなわれている高校訪問は、長野県内の北信地区、東信地区、中信地区、南信地区の一部、県外では新潟県上越市を訪問範囲に活動している。また、訪問頻度としては、年間3～4回程度であり、年度初めの5月下旬～6月、「総合型選抜」及び「学校推薦型選抜」前の7月～9月、「学校推薦型選抜」期間中の10月～12月、「一般選抜」前の1月～2月を目安に訪問している。年度初めは挨拶、入学者選抜前は志願者の確認及び募集、期間中は募集、年明けは学校推薦型選抜のお礼及び一般選抜の募集等のため訪問活動を行っている。

広告の媒体としては、WEB、新聞、冊子、駅建植看板等において媒体の企画に合わせ、または、企画の持ち込み等で掲出をしている。期間を限定したものや年間を通して掲出をしている（備付-92）。

オープンキャンパス、各地で開催される進学説明会等を通じて、幼児教育学科と食物栄養学科の志願者増を図り、定員の充足に向けて教職員一丸となって取り組むこととしている。

- ⑫ 生活福祉専攻において定員割れが長期化していることから、学生数と教職員数の適正化もしくは、専攻の存続等含め具体的対策を検討することとしていた。令和3年度以降の生活福祉専攻の学生の募集を停止することを、令和2年3月9日開催の理事会において決定した。令和2年度の入学生を最後に、学生募集を停止し、令和4年3月31日に専攻を廃止した。

- ⑬ 財務体質の健全化を維持していくために組織的によりいっそうの経費削減を図るとともに予算管理等を徹底していくこととしていた。経費削減だけでは法人全体の経営改善にはつながらないことから、令和4年2月の理事会・評議員会で学校法人聖啓学園との法人合併を決議し、法人規模の拡大による経営基盤の強化と経営の安定を図り、両法人の経営資源と教育資源を有効活用し、新たな学校の新設と既設学校の充実を図

ることとした。合併後の事業計画として、令和6年4月開設を目指し、私立小学校2校と中等教育学校、短大学科の増設を計画し、令和5年に所轄庁に認可申請を行うこととしいずれも認可を得た。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

現状分析を徹底し、学校毎に実行可能な経営改善計画を策定し、中長期計画の見直しを図る。

専任教員に、科学研究費補助金や外部研究費等を獲得している教員がいないこと、研究や研修等を行う十分な時間が確保されていないこと、留学や海外派遣、国際会議出席等に関する規程が未整備であることなどが課題である。

短期大学の教員については、教育と研究を両立できるような就労環境を確保することが重要であることから、幼児教育学科の設置を機に今年度内に裁量型労働制の導入を図ることとし、早急に教員の勤務規則を整備し教授会及び理事会に諮ることとした。

学内情報システムの構築により、学内の情報ネットワークシステム関連の技術的資源は一定のレベルに到達している。これからはこのシステムの定期的な更新を行い、システムの安定化を図ることが必要である。また、そのシステムを用いた教育の実施、学生支援、教務事務処理の省力化・効率化などへと発展させることを課題に取り組む。まずは、教務事務の省力化・効率化の具体的事項として、デジタル化を進め、紙媒体の出力を減らし資源の省力化に取り組むこととする。

定員充足に向けて、積極的な広報活動と短大教職員による定期的な高校訪問とオープンキャンパスを実施することで、栄養士、幼稚園教諭、保育士を目指す学生に地元の短大でこれらの資格が取得できることの周知、定員充足を図ることが最重要課題である。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営〕

<根拠資料>

提出資料

- ・理事会議事録（提出-17）
- ・評議員会の議事録（提出-19）
- ・寄附行為（提出-16）

備付資料

- ・理事会および評議員会開催状況（備付-89）
- ・理事および評議員名簿（備付-90）

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、学校法人の運営全般について適切にリーダーシップを発揮している。

令和 5 年 4 月に、本学園は学校法人聖啓学園と法人合併し、学校法人長聖として新たにスタートした。

学校法人聖啓学園は佐久長聖中学校と佐久長聖高等学校を運営しており、イチカワドイル徳恵理事長は平成 17 年より理事長に就任し、法人合併後も引き続き学校法人長聖の理事長として、法人及び各設置校の建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解している。理事長は拡大教授会や高校及び中学校の職員会に出席し、法人運営の方針や経営状況等について挨拶している。

理事長は、法人合併時の目標に掲げた私立小学校及び中等教育学校の設置と短大の発展を目指した学科増設について、令和 5 年度に長野県はじめ文部科学省にそれらの設置認可申請及び寄附行為変更申請を行い、いずれも認可を得て所期の目的を達成するなど、短期大学はじめ学校法人全体の運営全般についてリーダーシップを発揮している。

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

＜区分 基準Ⅳ-A-2 の現状＞

理事長は学校法人を代表し、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に監事の監査を受けた後、理事会及び評議員会を招集し、理事会において事業報告及び決算報告の承認を経た後、評議員会に報告し、評議員の意見を聴取している（提出-17）（提出-19）（備付-89）。

理事長は寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。（提出-16）

理事長は寄附行為の定めに基づき理事会を招集し、議長となり学校法人の業務を理事会で決することとし、理事会で決定した業務を執行する責任者として、学校法人を代表者し法人運営を行っている。

また理事長は、他大学の外部評価員を歴任した経験もあり、理事会が認証評価に責任を持ち、法人運営について全ての理事に法的責任があることも承知している。理事長は、理事会に短期大学や各学校の幹部教職員を同席させ、議案に関連する学内外の状況などを報告させ、理解を深めたうえで理事が意思決定を行えるよう努めている。

[区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

＜区分 基準Ⅳ-A-3 の現状＞

理事会は、法人運営の最高意思決定機関として、各理事はその法的責任を認識し、諸規定を整備し適切な法人運営にあたっている。

理事は法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

学校法人長聖の寄附行為第6条・第7条で規定する理事の選任方法及び選任区分は、私立学校法及び学校教育法に適合しており、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。令和6年5月1日現在の理事構成は選任区分毎に、大学長、校長をはじめ学識及び識見を有する理事6名が選任され、欠員はなく適切に構成されている（備付-90）。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

<根拠資料>

提出資料-規程集

- ・35 学長推薦規程
- ・36 規程
- ・2 分掌規程 別表Ⅱ

備付資料

- ・学長の個人調書（備付-33）

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準IV-B-1 の現状>

令和6年度4月より就任した畔上一康学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。建学の精神に基づき、本学の中・長期的な運営計画を構築し、教職員を陣頭指揮するために常勤として勤務し、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。学生募集、教育・研究の質の向上、地域貢献、学生の就職、会議の運営等においてもリーダーシップを発揮し、学長自らが教職員の意識改革を図るために、FD・SD研修会を主催し、教育機関の使命と役割について講演するなど、強力なリーダーシップを発揮し教職員から厚い信頼を得ている。

学長は、本学の建学の精神である「配慮ある愛の実践」をよく理解し、学生にも入学式や卒業式などの行事だけではなく、折に触れて「配慮ある愛の実践」を自分の人生の礎とすることを説くことで、本学での学びを充実させ、地域社会にとって有為な人材となるよう尽力している。

短期大学を取り巻く環境が大きく変化している中で、本学でも多くの課題の解決が必要となっている。学長は、本学の諸課題に率先して対応し、教職員に対しても長年にわたる多方面での経験に基づいたリーダーシップを発揮して、本学が進むべきビジョンを明確に示している。また、教職員との良好なコミュニケーションを背景として、教職員の理解と協力、

信頼関係を引き出し、各部門の業務遂行が円滑に進むように努力している。

大学運営の組織体制については、組織がより機能しやすくなるための見直し・改革を行い、長野短期大学組織人員配置表を定め、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

学長は、教授会を「学則」および「教授会規程」（提出-規程集 36）に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。学習成果及び三つの方針に対する認識を共有し、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定め、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。それ以外の事項についても教授会で審議している。教授会は、原則として毎月第2火曜日を定例開催日としている。それぞれの議事録は、あらかじめ学長から任命された教職員が作成し、整備している。

教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。教授会設置委員会は、（提出-規程集 2）教務委員会、学生委員会、学生募集・入試広報委員会をはじめとした委員会であり、それぞれの所管の事項について、関係部課等と連携しながら審議・検討し、決定した事項を実行に移している。委員は学長が委嘱し、委員会で審議・検討された事項は教授会に提案、あるいは報告されている。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

- ・評議員会議事録（提出-19）

備付資料

- ・監事監査報告書（備付-35）
- ・評議員会委員名簿（備付-90）
- ・公式ホームページ「情報公開」（備付-65）
<https://www.naganojc.ac.jp/about/info/>

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、寄附行為第6条第1項及び8条第1項の定めにより理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て監事2名を理事長が選任し、寄附行為第8条第3項で監事の職務を以下のとおり規定している。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する行為があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

監事は寄附行為で規定された職務を遂行するために、定期的に会計監査及び業務監査を実施し、全ての理事会及び評議員会に出席し理事の業務執行の状況を監査し、学校法人の業務及び財産の状況について、意見を述べている。

また、監事は学校法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会及び評議員会に提出している（備付-35）。

〔区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。〕

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

評議員会は、「学校法人長聖寄附行為」の規定に基づき組織されており、理事総数 6 名に対し評議員は選任区分毎に法人職員 4 名、卒業生 3 名、学識経験者 7 名、計 14 名が選任されており理事数の 2 倍を超える評議員をもって適切に選任されている（備付-90）。

寄附行為第 21 条では評議員会の諮問事項として、下記の事項を定めている。

- ① 予算・借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ② 事業計画
- ③ 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- ④ 寄付行為の変更
- ⑤ 合併
- ⑥ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑦ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑧ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

理事長はこれらの諮問事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞き理事会で決することとし、令和 6 年度は評議員会を 5 回開催している。（提出-19）

なお、本規定は「私立学校法」第 42 条の規定にも対応しており、評議員会は適正に運営されている。

〔区分 基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。〕

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。会計監査人は、監査を行ったときは会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

監事は、定期的に法人本部で理事長及び副理事長や学長、校長らと懇談する機会を設け、法人全体の事業の進捗状況や将来構想などの説明を受け、業務が法令に抵触しないか、財政上支障がないか等、監査している。

[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]

<根拠資料>

備付資料

- ・公式ホームページ「情報公開」(備付-65)

<https://www.naganojc.ac.jp/about/info/>

[区分 基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準Ⅳ-D-1 の現状>

本学は学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、教育研究活動等の状況として以下の内容を公式ホームページで公表している。ガバナンス・コードも定め、公表している。

- ① 大学の教育研究上の目的及び教育研究上の基本組織に関する事項
- ② 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事項
- ③ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事項
- ④ 授業科目、シラバス、年間の時間割
- ⑤ 学修の成果に係る評価及び卒業認定に当たっての基準
- ⑥ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事項
- ⑦ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事項
- ⑧ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事項

また、私立学校法第六十三条の二で定められた以下の事項について公式ホームページ（ホーム>大学について>情報公開）で公表している（備付-65）。

- ① 寄附行為
- ② 監事の監査報告書の内容
- ③ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿
- ④ 役員に対する報酬等の支給基準

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の課題>

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の特記事項>

<基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

- ① 理事会機能を強化するため、学校法人の事情に詳しい学識経験者を中心に理事の増員を検討することと、理事会の補完機関として常任理事会のより充実した運営を図ることとしていたが、令和 5 年の法人合併後、理事構成について検討し学長に高等

教育機関での教学経験者を、更に民間企業から製薬会社の役員を理事に迎え、外部理事を加えることで理事会機能の活性化を図った。

- ② 監事による監査体制の充実においては、監事は全ての理事会及び評議員会に出席し、理事会運営の手続きや決議内容について法令違反がないか、理事の職務の執行状況を監査するとともに、会計監査のほかに定期的に理事長や副理事長、校長、学長と面談し決議内容の進捗状況についての業務監査も行っている。
- ③ 監事による監査をいっそう実行性のあるものにするために、監事に対する各種情報の提供方法の工夫を検討してきた。又、監事と監査法人とのヒアリング等の実施による連携を深め、双方との情報提供の機会を増やしてきた。
- ④ 組織体制については、平成 30 年度から従来の教務課と学生課を統一し、「教務学生課」とした。これは、限られた人員体制の中で、より機能的に動いていくためには、組織を細分化するより、可能な限り統合化した方が適当と考えたからである。教務課と学生課は、学生の修学と生活全般への支援が主たる業務であり、一体のものとして考えられる。
- ⑤ ガバナンス全般については、法人事務局に内部監査部門を設置し、内部監査体制の構築を図るべく検討をしてきたが、法人合併に併せ令和 6 年度に内部監査室を設けることとした。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和 5 年度の私立学校法の改正に伴い、法改正の趣旨に沿った法人運営とするために、理事・監事及び評議員の選任方法など本法人の寄附行為を早急に見直し、本年度内に文部科学省に寄附行為の変更認可申請を行う予定である。

現在、学長は建学の精神に基づき、本学の中・長期的な運営計画を構築し、教職員を陣頭指揮するために常勤として勤務している。学生募集、教育・研究の質の向上、学生の就職、会議の運営等においてもリーダーシップを発揮し、学長自らが教職員の意識改革を図るために、FD・SD 研修会を主催し、教育機関の使命と役割について講演するなど、強力なリーダーシップを発揮し教職員から厚い信頼を得ている。

本学が今後とも地域社会の期待に応えられる高等教育機関としての役割を果たしていくためには、学校運営における学長によるリーダーシップとそれを支えていく体制が必要不可欠である。今後の本学のあり方を検討し実行に移しながら、組織のさらなる見直しを進めていくことが重要である。

令和 5 年度の私立学校法の改正に伴い、寄附行為を変更し理事及び評議員の兼任制限や選任方法の見直しを令和 6 年度行った。卒業生評議員の選任についても見直しを行った。